

新株式発行及び自己株式処分並びに 株式売出届出目論見書

平成28年1月

株式会社はてな

Hatena Co., Ltd.



- 1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式220,150千円（見込額）の募集および株式269,500千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式79,240千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年1月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。
したがって、募集の発行価格および売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。
なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。
- 2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行及び自己株式処分並びに
株式売出届出目論見書

株式会社はてな

東京都港区南青山六丁目5番55号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。また、下線を付している用語につきましては、「第二部 企業情報 第1 企業の概況 3 事業の内容」において説明しております。

1 | 事業の概況

当社は『「知る」「つながる」「表現する』で新しい体験を提供し、人の生活を豊かにする』をミッションに掲げ、創業以降、一般的の利用者がコンテンツを発信し、流通させるUGC (User Generated Contents; ユーザ発信コンテンツ) サービス「はてな」を、技術の力を梃子に一貫して提供し続けてきました。「はてな」は当社が運営するインターネットサービス上で会員登録を行ったユーザーとなる個人が投稿した文章や画像、映像などのコンテンツを登録ユーザー以外のユーザーも閲覧することができるサービス群です。

当社が運営する代表的なUGCサービスとしては、はてなブックマークが挙げられます。任意のウェブページを登録できるオンラインブックマークサービスで、他の登録ユーザーとブックマークを共有することで有益な情報源とすることができます。総務省「情報通信白書 平成27年版」ではソーシャルブックマークサービスの代表例として掲載されております。

その他に、当社が運営する主なUGCサービスの内容は、以下の通りです。

はてなブログ ① Hatena Blog	無料で開設可能、有料で広告を非表示にできるブログサービス ブラウザやスマートフォンアプリから投稿・編集ができるブログサービス。平成15年に提供開始した国産ブログサービス「はてなダイアリー」の後継。
人力検索はてな ② 人力検索はてな	利用者同士で質問・回答を寄せ合うQ&Aサービス 登録ユーザーが投稿した質問に対して他の登録ユーザーが回答を投稿できるサービス。回答は全てのユーザーが閲覧できる。

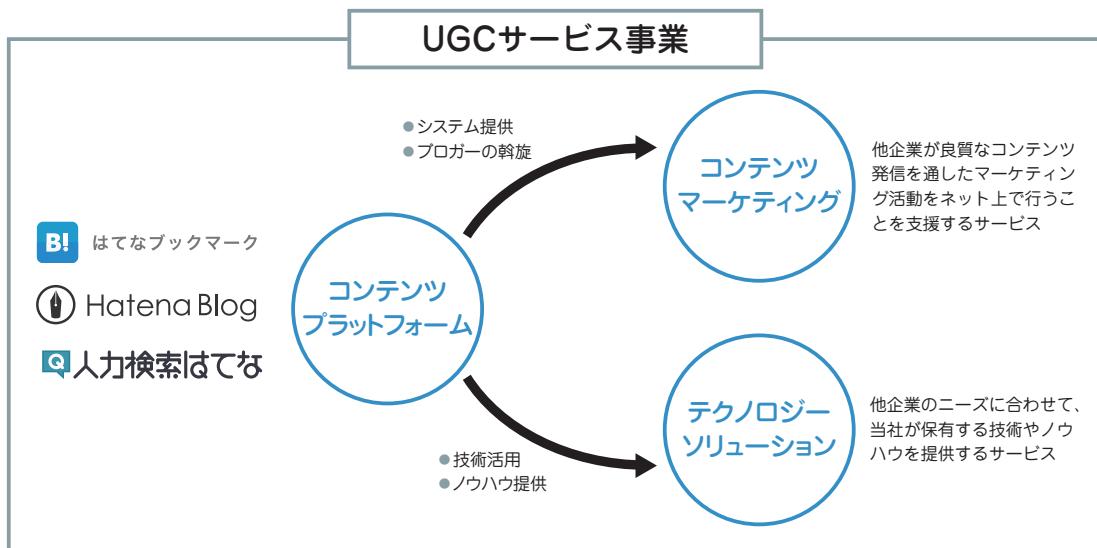
当社は投稿や閲覧のための便利な機能の提供や、登録ユーザー間で交流が促進するようなコミュニティ機能の提供等により、サイトの活性化、登録ユーザー数及びユニークユーザー数の増加を図っております。

「はてな」全体の登録ユーザー数、
月間ユニークユーザー数の推移



2 | 事業の特徴

当社の事業はUGCサービス事業の単一セグメントですが、狭義のUGCである「コンテンツプラットフォームサービス」の他に、企業向けに「コンテンツマーケティングサービス」及び「テクノロジーソリューションサービス」を展開しています。当社はコンテンツプラットフォームサービスのシステムや利用ユーザー、保有技術や10年以上に渡る運営ノウハウなどを他のサービスに活用することで、シナジー効果を得ています。



コンテンツマーケティングサービスについて

コンテンツマーケティングとは、顧客の新規獲得や関係性維持のためにメディアやコンテンツを作成したり共有するマーケティング手法のことです。インターネット上におけるコンテンツマーケティングは主に、動画・画像・テキストなどのコンテンツを提供したり活用したりするマーケティング手法のことを指します。顧客との関係を構築するために企業が自らウェブサイトを所有し（「オウンドメディア」と呼ばれます）、コンテンツを発信し、検索で発見されたリソーシャルメディアで拡散されたりするコンテンツマーケティング活動が非常に重要なになってきております。



当社は、UGCサービス開発・運用及びユーザー行動に関する深い知見を活かし、コンテンツマーケティングサービスとして、クライアント企業がオウンドメディアを構築・運用する際に支援するサービス「①はてなブログMedia」「②広告」を提供しています。

① はてなブログMedia



オウンドメディアを所有したい企業向けに記事コンテンツの管理やSEO対策（検索エンジン最適化対策）が手軽に出来る、CMS（コンテンツ管理システム）です。

「はてなブログ」システムを利用したSaaS型提供であるため、アクセス負荷対策や脆弱性対策といったシステム管理に頭を悩ませることなく、コンテンツ作りに専念できると好評です。

当社はコンテンツ企画・編成支援なども実施。「はてなブログ」を利用するプロガーに寄稿を斡旋するなど、独自性の高いサービスも提供しています。

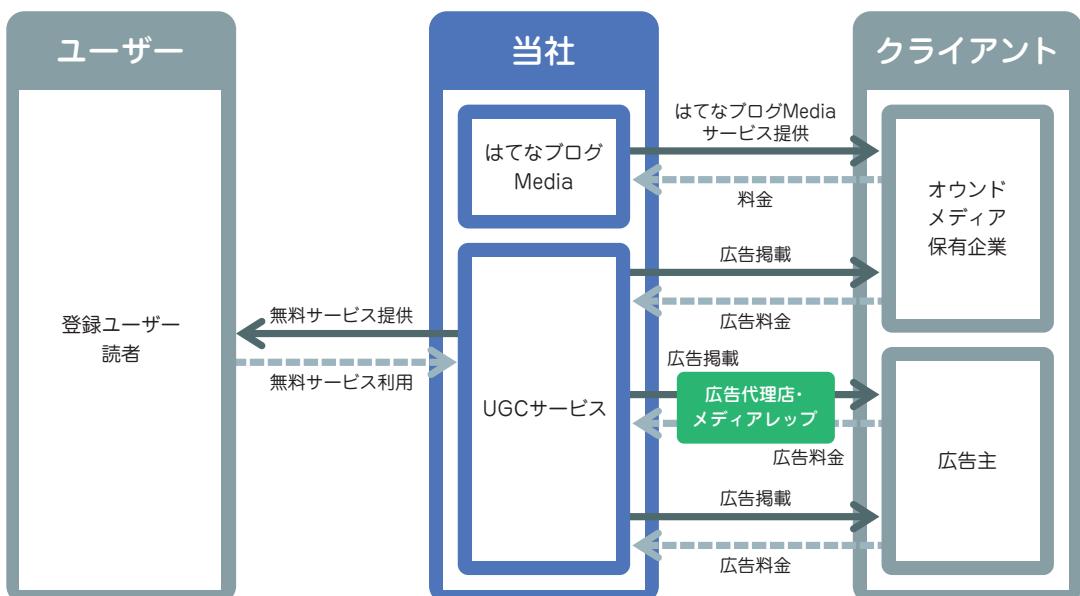
② 広 告

a. ネイティブ広告

クライアント企業（広告主）が自社サイトの記事の読者を増やしたい場合、当社UGCサービスと親和性の高いページから、ページ内コンテンツと同じデザインの誘導枠を利用して告知することができる広告商品です。広告であることを明示しながらも、媒体になじんだ適切な情報配置を行うことができる特徴です。

b. タイアップ広告

クライアント企業（広告主）が告知したい商品やサービスを取材して記事コンテンツを制作します。登録ユーザーに効果的に伝達しUGCサービスを介して適切にソーシャルメディアに情報拡散されるよう、独自企画を用意するプレミアムな商品です。



コンテンツプラットフォームサービスについて



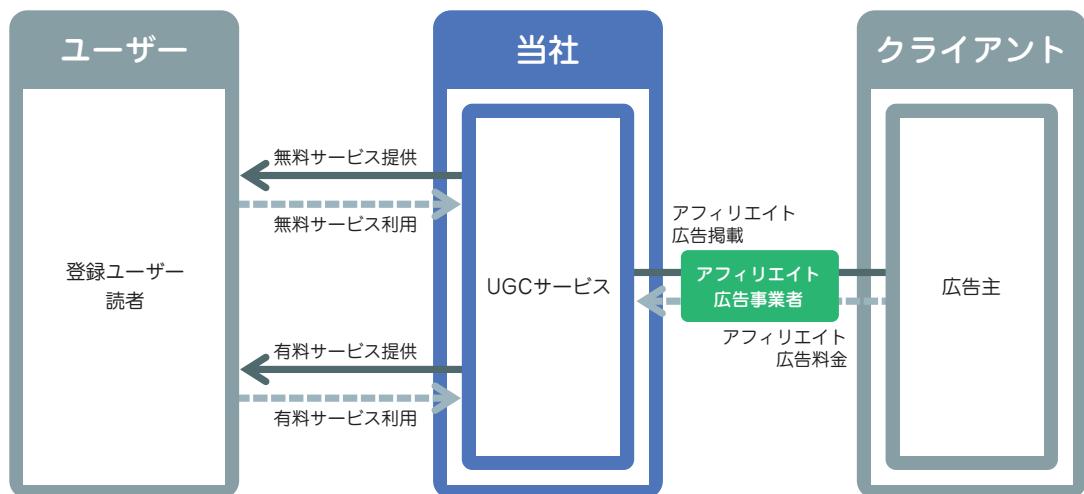
▲はてなブログのトップページ。はてなブログ内でいま人気が出て読まれている記事を表示させている。

① 課 金

当社UGCサービスは全て無料で利用できますが、登録ユーザー向けに、より利便性の高い上位プランを有料で提供しています。例えば、はてなブログで有料プランに加入すると、独自ドメインを利用したり当社指定のヘッダ・フッタ表示を外してページデザインの自由度を上げたりすることができます。

② アフィリエイト広告

当社のUGCサービス上に掲載するアフィリエイト広告です。具体的には、読者がUGCサービス上に掲載するバナーをクリックすることで、ECサイト等に誘導し、商品購入に至った場合に当該ECサイト等より手数料収入を得る、成果報酬型の広告です。



テクノロジーソリューションサービスについて

当社は、テクノロジーソリューションサービスとして、UGCサービス企画・開発・運営にて培ってきたサービス開発力やITインフラ構築力、保有する大規模データとその分析力を活かしてクライアント企業にソリューションを提供しております。「①受託サービス」「②ビッグデータサービス」の2つです。

コンテンツプラットフォームサービスとは、当社が企画・開発・運営するUGCサービスであり、ユーザーが文章や画像などのコンテンツを発信・拡散することができるプラットフォームとして見立てたものです。

当社はコンテンツプラットフォームサービスにおいて、登録ユーザー やユーザーに商品やサービスを告知するクライアント企業（広告主）から、「①課金」「②アフィリエイト広告」の収入を得ています。

① 受託サービス

オウンドメディア構築のためのコンテンツマーケティングサービスとは別に、クライアント企業の要望に応じて、独自のシステム開発・運用を受託するサービスです。当社はゲーム業界、出版業界などのコンテンツ業界に属する企業に、ユーザー同士が文章や画像を投稿してコミュニケーションしたり、自作の小説やマンガを投稿して他のユーザーや読者に見て貰ったりするようなネットサービスを企画・開発・運用するサービスを提供しております。

当社は、ユーザーによる投稿や閲覧行動をクライアント企業のビジネスに活かすサービスを構想し、実装に落とし込めるものとする企画力、拡張性のある設計を素早く実装できる開発力を有しております。また、サービスの規模が拡大しても表示速度を低下させず、かつ設備を無駄に使わずローコストな状態を保てるITインフラの設計・構築・運営力に強みを持っております。

② ビッグデータサービス

a. アドテクノロジーサービス「BrandSafeはてな」

当社UGCサービスには、膨大な量のコンテンツや有用なウェブサイトの情報が登録ユーザーにより投稿されております。当社は、アドテクノロジーサービス「BrandSafeはてな」によってそれらの大量なデータを分析してウェブサイトを分類し、広告配信に不適切なサイトを高精度に判定できる情報をアドテクノロジー事業者に提供しております。広告主は広告出稿時に「BrandSafeはてな」を付加利用することで、不適切なサイトでの広告買付を抑制でき、ブランドを毀損する可能性を低減することができます。

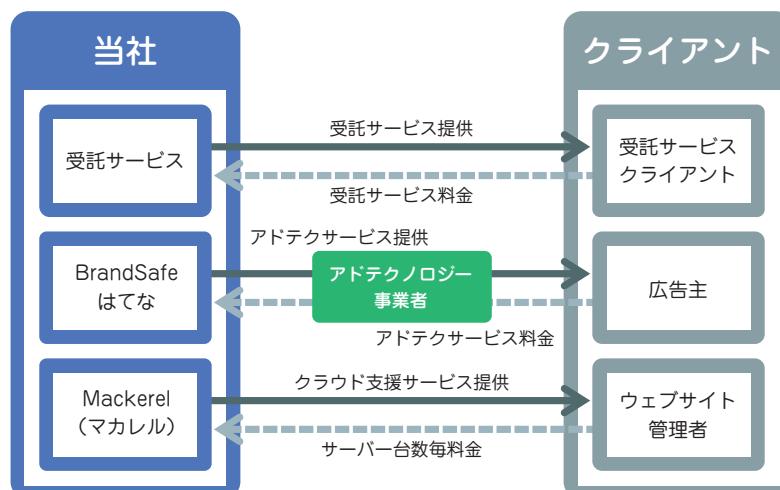
BrandSafe はてな

b. クラウド支援サービス「Mackerel (マカレル)」

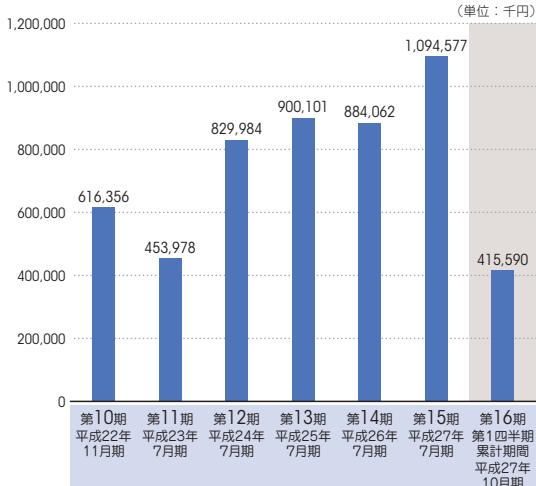
当社UGCサービス運営のために蓄積してきたサーバー管理ノウハウを転用して、サーバーにおける各種ハードウェアやアプリケーションソフトウェアの性能(パフォーマンス)をリアルタイムに監視するサービス「Mackerel (マカレル)」を提供しています。特にクラウド上のサーバー向けの導入が容易です。



▲Mackerel (マカレル) のダッシュボード例。複数あるサーバーの状態を1つに重ねられるため、異常を把握しやすい。



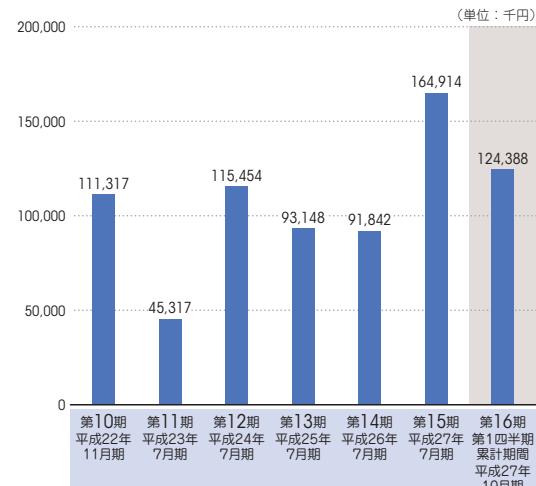
売上高



純資産額／総資産額



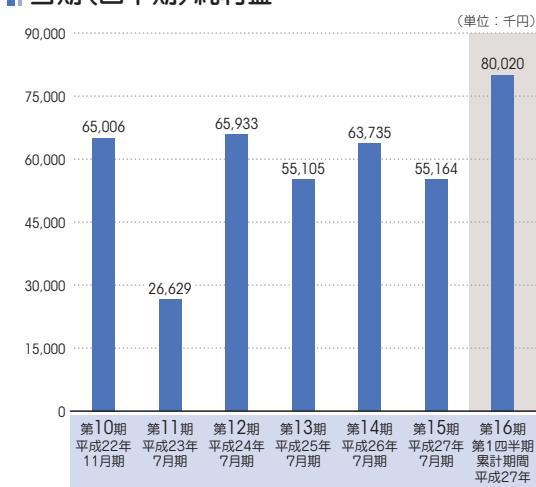
経常利益



1株当たり純資産額



当期(四半期)純利益



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 1. 第11期は、決算期変更により平成22年12月1日から平成23年7月31までの8ヶ月間となっております。

2. 当社は、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期(四半期)純利益額」の各グラフでは、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目次

	頁
表紙	
第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	11
第1 企業の概況	11
1. 主要な経営指標等の推移	11
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 業績等の概要	22
2. 生産、受注及び販売の状況	24
3. 対処すべき課題	25
4. 事業等のリスク	26
5. 経営上の重要な契約等	29
6. 研究開発活動	29
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	30
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	71
3. 配当政策	71
4. 株価の推移	71
5. 役員の状況	72
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	75

第5 経理の状況	80
1. 財務諸表等	81
(1) 財務諸表	81
(2) 主な資産及び負債の内容	129
(3) その他	131
第6 提出会社の株式事務の概要	132
第7 提出会社の参考情報	133
1. 提出会社の親会社等の情報	133
2. その他の参考情報	133
第四部 株式公開情報	134
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	134
第2 第三者割当等の概況	137
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	137
2. 取得者の概況	139
3. 取得者の株式等の移動状況	146
第3 株主の状況	147
[監査報告書]	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月21日
【会社名】	株式会社はてな
【英訳名】	Hatena Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 栗栖 義臣
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山六丁目5番55号
【電話番号】	03-6434-1286 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 小林 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山六丁目5番55号
【電話番号】	03-6434-1286 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 小林 直樹
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 220,150,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 269,500,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 79,240,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	370,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 平成28年1月21日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数は、平成28年1月21日開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数186,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数184,000株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集（以下「本募集」という。）のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成28年2月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 本募集並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、113,200株を上限として、SMB C日興証券株式会社が当社株主である近藤淳也（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
これに関連して、当社は、平成28年1月21日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式113,200株の新規発行（以下「本第三者割当増資」という。）を決議しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照下さい。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成28年2月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成28年2月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	新株式発行	186,000	110,670,000
	自己株式の処分	184,000	109,480,000
計（総発行株式）	370,000	220,150,000	59,892,000

（注） 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年1月21日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年2月16日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。

5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（700円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は259,000,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年2月17日(水) 至 平成28年2月22日(月)	未定 (注) 4	平成28年2月23日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年2月5日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年2月16日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年2月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年2月16日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の新株式発行に係る発行数で除した金額とし、平成28年2月16日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年2月24日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年2月8日から平成28年2月15日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行及び自己株式の処分を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 赤坂支店	東京都港区赤坂3丁目3番3号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、平成28年2月23日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
株式会社S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	未定	
いちょし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	370,000	—

(注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成28年2月5日に決定する予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日（平成28年2月16日）に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
238,280,000	7,000,000	231,280,000

(注) 1. 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、本募集における新株式発行及び自己株式の処分に係るそれぞれの合計額であります。
2. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新株式発行及び自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（700円）を基礎として算出した見込額であります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額231,280千円及び前記「1 新規発行株式」の（注）3. に記載の本第三者割当増資の手取概算額上限72,645千円については、当社のUGCサービス「はてな」（注）へのアクセス増大に伴う売上増加を目的として、ユーザーや読者満足度の高い機能開発を行うための開発人材に係る人件費及び採用費に135,410千円（平成28年7月期：12,753千円、平成29年7月期：55,435千円、平成30年7月期：67,222千円）、アクセス数増加によるデータセンターの機能拡充に伴うサーバー増築費用等に54,100千円（平成28年7月期：28,700千円、平成29年7月期：12,700千円、平成30年7月期：12,700千円）平成29年7月期において事業拡大に伴う東京本店と京都本社のオフィス拡張に伴う設備投資に48,100千円充当する予定であり、残額については、認知度向上のための広告宣伝費に充当する予定であります。

(注) UGC (User Generated Content) サービスとは、インターネット上で利用者自身がテキストや画像、映像などのコンテンツを発信することができる場を提供するサービスであります。ブログサービスの他、クチコミサイトやSNS、動画共有サービスなどがあります。当社では、「人力検索サイトはてな」を皮切りに、「はてなブログ」や「はてなブックマーク」といったUGCサービスを自社開発し運営しております。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年2月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	385,000	269,500,000	京都府京都市中京区 近藤淳也 305,000株 New York, NY, USA 梅田望夫 80,000株
計(総売出株式)	—	385,000	269,500,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、113,200株を上限として、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照下さい。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（700円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 2月17日(水) 至 平成28年 2月22日(月)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年2月16日）に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	113,200	79,240,000 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	113,200	79,240,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、S M B C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しがあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 本募集における新株式の発行及び自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（700円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年 2月17日(水) 至 平成28年 2月22日(月)	100	未定 (注) 1	S M B C 日興証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成28年2月16日）に決定する予定であります。
3. S M B C 日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」の（注）7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、113,200株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成28年3月23日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成28年3月23日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年2月16日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C 日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年1月21日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 113,200株
(2)	払込金額	未定（注）1
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。（注）2
(4)	払込期日	平成28年3月28日（月）

（注）1. 払込金額は、本募集による新株式発行及び自己株式の処分における払込金額（会社法上の払込金額）と同一といたします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式発行及び自己株式の処分の引受価額と同一とし、平成28年2月16日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに關し、貸株人かつ売出人である近藤淳也、売出人である梅田望夫、当社役員である栗栖義臣、毛利裕二、小林直樹、リチャード・チェン並びに当社株主である大西康裕、伊藤直也、田中慎樹、田中慎司及び川崎裕一は、SMB C 日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、本募集及び引受人の買取引受による売出しの受渡期日（上場（売買開始）日）から起算して180日目の平成28年8月21日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成22年11月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月
売上高 (千円)	616,356	453,978	829,984	900,101	884,062	1,094,577
経常利益 (千円)	111,317	45,317	115,454	93,148	91,842	164,914
当期純利益 (千円)	65,006	26,629	65,933	55,105	63,735	55,164
持分法を適用した場合の投資 利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	59,000	59,000	62,000	73,000	73,000	74,170
発行済株式総数 (株)	23,670	23,670	23,790	24,290	24,290	24,660
純資産額 (千円)	232,033	258,663	329,757	406,363	470,098	527,602
総資産額 (千円)	373,080	373,676	518,737	544,310	591,497	721,379
1株当たり純資産額 (円)	10,629.13	11,849.00	15,023.11	18,100.80	209.40	231.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	2,769.41	1,214.73	3,020.33	2,458.81	28.39	24.36
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	62.2	69.2	63.6	74.7	79.5	73.1
自己資本利益率 (%)	25.4	10.9	22.4	15.0	14.5	11.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	61,596	185,296
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△65,127	△116,790
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	△11,039	△7,460
現金及び現金同等物の期末残 高 (千円)	—	—	—	—	296,002	359,843
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	40 (41)	46 (46)	57 (41)	64 (32)	63 (23)	82 (20)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、子会社1社(Hatena Inc.)を有しておりますが、持分法非適用の非連結会社であるため、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第10期、第11期、第12期及び第13期はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 第11期は、決算期変更により平成22年12月1日から平成23年7月31日までの8ヶ月間となっております。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は年間平均人員を（ ）内にて外数で記載しております。
9. 第14期、第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第10期、第11期、第12期及び第13期の財務諸表につきましては、当該監査を受けておりません。
10. 当社は平成27年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
11. 当社は、平成27年12月11日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第10期、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	第10期	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
	平成22年11月	平成23年7月	平成24年7月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月
1株当たり純資産額 (円)	106.29	118.49	150.23	181.01	209.40	231.20
1株当たり当期純利益金額 (円)	27.69	12.15	30.20	24.59	28.39	24.36
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

年月	事項
平成13年7月	インターネットによる情報提供サービスを事業目的として、京都府京都市下京区にて有限会社はてな（資本金3,000千円）設立。
平成13年7月	質問やアンケートを投稿して疑問や悩みを解決するQ&Aサイト「人力検索サイトはてな」サービス開始。
平成15年3月	ブログサービス「はてなダイアリー」サービス開始。
平成16年2月	株式会社はてなに改組。
平成16年4月	東京都渋谷区に本店移転。
平成17年1月	写真・動画共有サービス「はてなフォトライフ」サービス開始。
平成17年2月	リスティング広告（（注）1.） 営業開始。
平成17年8月	新しい情報体験を提供する、ソーシャルブックマークサービス（（注）2.）「はてなブックマーク」サービス開始。
平成17年12月	タイアップ広告を販売開始。
平成18年7月	Google Ireland LTDとのアフィリエイト広告におけるプレミアム契約（（注）3.）開始。
平成19年7月	ブログにワンクリックで☆（（注）4.）が付けられるサービス「はてなスター」サービス開始。
平成19年12月	ミニブログサービス（（注）5.）「はてなハイク」サービス開始。
平成20年5月	東京都目黒区に本店移転。
平成21年3月	カラースターショップ（（注）6.）にて販売されている、はてなスターの色違いバージョン「カラースター」サービス開始。
平成24年10月	東京都港区に本店移転。
平成24年11月	当社で企画・構築支援を行った任天堂株式会社のネットワークサービス「Miiverse（ミーバース）（（注）7.）」が公開・運用開始。
平成25年1月	「はてなダイアリー」をフルリニューアルしたブログサービス「はてなブログ」サービス開始。
平成25年1月	はてなユーザーとTwitterユーザーが利用できるコミュニティサービス「はてなスペース」サービス開始。
平成26年3月	企業向けオウンドメディア（（注）8.）支援サービス「はてなブログ Media」サービス開始。
平成26年8月	アドベリフィケーション（（注）9.）機能「BrandSafe はてな」サービス開始。
平成26年9月	クラウド支援サービス（（注）10.）「Mackerel」サービス開始。

- （注）1. ユーザーが検索エンジンでキーワードを入力し、検索した結果に連動して表示される広告。
2. インターネット上にブックマークを保存し、複数のパソコン等からブックマークを共有する仕組み。
3. Google Ireland LTDが一律に提供する約款に基づく契約ではなく、当社との個別契約を締結したこと。
4. 「ちょっといいな」と思った気持ちを既存のブログにワンクリックで☆がつけられる仕組み。
5. まとめた文章を投稿するのではなく、数十から百文字程度の短文を投稿するようにデザインされているブログサービス。
6. はてなポイントやクレジットカード等の決済方法でカラースターを購入できるインターネット上のショッピング。
7. 任天堂のゲーム機「Wii U」と「ニンテンドー3DS」に内蔵されているネットワークサービス。
8. ユーザーとの深い関係性を目的として企業やメディアが自ら構築・運営するサイトのこと。
9. 広告主が意図していない不適切なサイトへの広告配信を防ぐ仕組み。
10. クラウドとはクラウドコンピューティングの略語で、ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータ資源の利用形態。当社のクラウド支援管理サービスは、クラウドサービスにて稼働するサーバーやアプリケーションサービスの稼働状況を監視することができるサービスのこと。

3 【事業の内容】

当社は『「知る」「つながる」「表現する」で新しい体験を提供し、人の生活を豊かにする』をミッションに掲げ、「技術で支えられているサービスを提供する会社」として技術を磨き、インターネット領域において様々なサービス提供を行っております。

21世紀に入り、インターネットによって人々の生活や企業の行動は大きく変化してまいりました。そしてこの進化はますますそのスピードを上げ、社会に大きな影響を与える続けるものと考えられます。当社はこうした変化を積極的に捉え、提供サービスの創造・進化を通じて、生活者の利便性や豊かさの向上、企業の付加価値創造活動の支援に貢献していくことを目指しております。

当社は利用者同士で質問・回答を寄せ合うウェブサイト「人力検索サイトはてな」を皮切りに、「はてなブログ」や「はてなブックマーク」といったUGC (User Generated Content) サービス（注1）を自社開発し運営しております。

当社の事業の中核となるUGCサービス「はてな」は、当社の運営するインターネットサービス上で会員登録を行ったユーザーとなる個人（以下「登録ユーザー」といいます。）が投稿した文章や画像、映像などのコンテンツを登録ユーザー以外のユーザーも閲覧することができるサービス群です。興味・関心を共にするユーザーが集まるコミュニティを形成することで、他のSNS（注2）との差別化が図られております。

主要なUGCサービス一覧は下記のとおりであります。

サービス名称	サービス機能	機能の概要
はてなブックマーク	総務省「情報通信白書 平成27年版」で代表例に挙げられた、ソーシャルブックマークサービス	任意のウェブページを登録できるオンラインブックマークサービス。他の登録ユーザーとブックマークを共有することで有益な情報源とすることができる。
はてなブログ	無料で開設可能、有料で広告を非表示にできるブログサービス	ブラウザやスマートフォンアプリから投稿・編集ができるブログサービス。平成15年に提供開始した国産ブログサービス「はてなダイアリー」の後継。
はてなフォトライフ	写真・動画共有サービス	一定容量まで無料で利用可能な写真・動画共有サービス。はてなブログの記事に利用する画像のストックとしてもスムーズに連携して使用できる。
人力検索はてな	利用者同士で質問・回答を寄せ合うQ&Aサービス	登録ユーザーが投稿した質問に対して他の登録ユーザーが回答を投稿できるサービス。回答は全てのユーザーが閲覧できる。

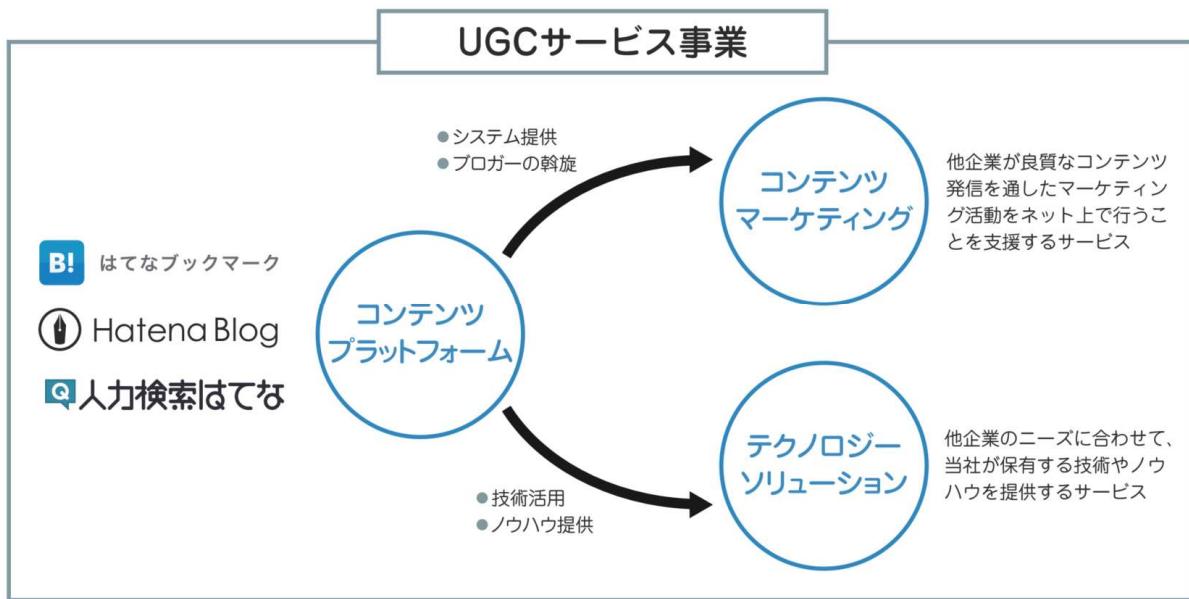
当社は投稿や閲覧のための便利な機能の提供や、登録ユーザー間で交流が促進するようなコミュニティ機能の提供等により、サイトの活性化、登録ユーザー数及びユニークユーザー数（注3）の増加を図っております。

直近3年間の、UGCサービスの登録ユーザー数並びに主要サービスの月間ユニークユーザー数推移は下記のとおりです。

年月	平成25年7月	平成26年7月	平成27年7月
登録ユーザー数 [万人]	363	400	450
月間ユニークユーザー数 [万人]	2,200	3,500	5,400

当社の事業は「UGCサービス事業」の単一セグメントであります。狭義のUGCである「コンテンツプラットフォームサービス」の他に、企業向けに「コンテンツマーケティングサービス」及び「テクノロジーソリューションサービス」を展開しています。当社はコンテンツプラットフォームサービスのシステムや利用ユーザー、保有技術や10年以上に渡る運営ノウハウなどを他のサービスに活用することで、シナジー効果を得ています。

各サービスの内容は以下のとおりであります。



(1) コンテンツマーケティングサービス

コンテンツマーケティングとは、顧客の新規獲得や関係性維持のために、メディアやコンテンツを作成したり共有したりするマーケティング手法のことです。インターネット上におけるコンテンツマーケティングは主に、動画・画像・テキストなどのコンテンツを提供したり活用したりするマーケティング手法のことを指します。インターネット及びソーシャルメディア（注4）の普及によって、テレビCMや新聞・雑誌広告を通じて情報を得る時代から、ソーシャルメディアやUGCサービスでの話題に注目したり、気になったモノを検索したりして情報を得ることも並行して行われる時代に変化しています。広告主にとっては「見つけて貰う」ためのマーケティング活動が非常に重要になってきております。具体的には、顧客との関係を構築するために企業が自らウェブサイトを所有し（「オウンドメディア」と呼ばれます）、コンテンツを発信し、検索で発見されたりソーシャルメディアで拡散されたりするための活動です。

当社は、UGCサービス開発・運用及びユーザー行動に関する深い知見を活かし、コンテンツマーケティングサービスとして、クライアント企業がオウンドメディアを構築・運用する際に、コンテンツを管理するシステムの提供やコンテンツ自体の企画・制作、読者の誘導を支援しております。サービス内容としては、下記のとおりであります。

a. 「はてなブログMedia」サービス

「はてなブログMedia」サービスとは、オウンドメディアを所有したい企業向けに記事コンテンツの管理やSEO対策（検索エンジン最適化対策）が手軽にできるCMS（Content Management System:コンテンツ管理システム）です。具体的には、当社の「はてなブログ」や写真共有サービス「はてなフォトライフ」のシステムを利用して、当社にてクライアント企業のコンテンツデータをホスティング（注5）して管理するものであります。「はてなブログ」システムを利用したSaaS（注6）型提供であるため、アクセス負荷対策や脆弱性対策といったシステム管理に頭を悩まることなく、コンテンツ作りに専念できると好評です。当社は、ホスティングする各クライアントのオウンドメディアに対してコンテンツ企画・編成支援なども実施しており、「はてなブログ」を利用するプロガーに寄稿を斡旋するなど、独自性の高いサービスも提供しております。当社は、「はてなブログMedia」ライセンス料・運用料、カスタマイズ開発料及びコンテンツ企画・支援料等を受け取っております。

b. 広告サービス

当社は、「はてなブログMedia」サービス利用顧客や他のクライアント企業（広告主）のコンテンツや商品等を当社UGCサービスのユーザー向けに告知するための、広告サービスを提供しております。広告代理店やメディアアレップ（注7）による間接販売にて提供することもあります。広告サービスは以下の構成で売上高に計上しております。

① ネイティブ広告

クライアント企業（広告主）が自社サイトのコンテンツや記事を持っておりその読者を増やしたい場合、当社UGCサービスと親和性の高いページから、ページ内コンテンツと同じデザインの誘導枠を利用して告知することができる広告商品です。広告であることを明示しながらも、媒体になじんだ適切な情報配置を行うことができる（“ネイティブ”）ことが特徴で、ネイティブ広告と分類されております。当社は、広告掲載期間やインプレッション数（注8）、広告掲載サイズなどに応じて、広告掲載料を受け取っております。

② タイアップ広告

クライアント企業（広告主）が告知したい商品やサービスを取材して記事コンテンツを制作します。登録ユーザーに効果的に伝達しUGCサービスを介して適切にソーシャルメディアに情報拡散されるよう、独自企画を用意するプレミアムな商品であります。当社は、広告掲載期間や制作費用等に応じて、広告掲載料を受け取っております。

③ 純広告

バナー広告・テキスト広告を中心とした広告商品です。ウェブサイト上の画像やテキストにリンクを張ることにより、画像やテキストをクリックするとクライアント企業（広告主）のウェブサイト等を表示するものであります。当社は、広告掲載場所、インプレッション数、広告掲載サイズ等に応じて、広告掲載料を受け取っております。

（2）コンテンツプラットフォームサービス

コンテンツプラットフォームサービスとは、当社が企画・開発・運営するUGCサービスであり、ユーザーが文章や画像などのコンテンツを発信・拡散することができるプラットフォームとして見立てたものであります。当社は、スマートフォンなどのデバイスの普及や進化に対応して、より便利で使いやすくコンテンツを発信しやすいような機能を開発して提供していくことで、登録ユーザーがより魅力的なコンテンツを発信・拡散することでより多くの読者を惹きつけ、それがさらに登録ユーザーにとってコンテンツ発信のモチベーションとなるように努めております。

当社は機能開発を進めて、登録ユーザーに、UGCサービス内で無料で使える機能の他に、利便性の高い機能を備えたサービス利用プランを有料で提供しております。また、クライアント企業（広告主）がUGCサービスの読者に商品やサービスを告知することができるようにしております。当社は以下の構成で収入として売上高に計上しております。

a. 課金収入

当社で提供するUGCサービスは全て無料で利用できますが、各サービスにおいて登録ユーザー向けに、より利便性の高い上位プランを有料で提供しております。例えば、はてなブログでは有料プランのはてなブログPro（月額1,008円（税込））に加入すると、独自ドメインを利用したり当社指定のヘッダ・フッタ表示を外してページデザインの自由度を上げたりすることができます。

b. アフィリエイト広告収入

当社はUGCサービスを広告媒体として、アフィリエイト広告を提供しております。具体的には、読者がUGCサービス上に掲載するバナーをクリックすることで、ECサイト（注9）等に誘導し、商品購入に至った場合に当該ECサイト等より手数料収入を得る、成果報酬型の広告商品であります。

（3）テクノロジーソリューションサービス

当社は、テクノロジーソリューションサービスとして、UGCサービス企画・開発・運営にて培ってきたサービス開発力やITインフラ構築力、保有する大規模データとその分析力を活かして、クライアント企業のビジネスを支援するためにユーザーによるコンテンツ投稿を促すネットサービスの企画・開発・運用を受託したり、UGCサービスに蓄積してきた膨大なコンテンツに関する分析データを用いたりして、クライアント企業にソリューションを提供しております。サービス内容としては、下記のとおりであります。

a. 受託サービス

クライアント企業の要望に応じて、オウンドメディア構築のためのコンテンツマーケティングサービスとは別に、独自のネットサービスの企画・開発・運用を受託するサービスであります。当社は主にゲーム業界、出版業界などコンテンツ産業に属する企業にそのユーザー同士が文章や画像を投稿してゲームについてコミュニケーションしたり、自作の小説やマンガを投稿して他のユーザーや読者に見て貰ったりするようなネットサービスを企画・開発・運用するサービスを提供しております。

当社は、ユーザーによる投稿や閲覧行動をクライアント企業のビジネスに活かすサービスを構想し、実装に落とし込めるものとする企画力、拡張性のある設計を素早く実装できる開発力を有しております。また、サービスの規模が拡大しても表示速度を低下させず、かつ設備を無駄に使わずローコストな状態を保てるITインフラの設計・構築・運営力に強みを持っております。当社は、クライアント企業より受託開発料及び保守・運用料等を受け取っております。

b. ビッグデータサービス

ビッグデータサービスとは、当社が保有する大量のデータ、所謂ビッグデータを処理・分析し、クライアント企業に有用な情報を提供したり、データ量の推移を可視化できるツールを提供したりすることで、クライアント企業へソリューションをもたらすSaaS型のサービスです。当社が保有する大量のデータとは、UGCサービスに投稿されるコンテンツやその閲覧データ、またそれらUGCサービスを提供する中で収集する、サーバーなどの各種ハードウェア機器やアプリケーションソフトウェアの性能（パフォーマンス）データです。

現状では利用するデータと活用用途が異なる2種類のサービスを提供しております。

① アドテクノロジーサービス

アドテクノロジーとは、インターネット広告配信における配信技術や広告流通の技術のことを指します。アドテクノロジーによって、主に配信を請け負う事業者が、ウェブサイトやアプリの閲覧者の興味関心や行動情報を適切に統計処理し、閲覧者毎に最適なタイミングで最適な広告を配信することを担っています。

当社が行うアドテクノロジーサービスとは、UGCサービスに投稿されるコンテンツやその閲覧データを分析して広告配信に活用するサービスです。具体的には平成26年より、DSP（注10）と呼ばれる事業者を始めとするアドテクノロジー事業者に「BrandSafe はてな」というサービスの提供を開始しております。国内だけでも数千万を超える広告配信先サイトの中には、広告を掲載することで逆に企業のブランド毀損が発生するような違法サイト等が含まれていることがあります。これらのサイトを全て事前チェックすることは不可能ですが、当社は、UGCサービスの「はてなブックマーク」のスパム対策の運営経験から、ウェブサイトを分類して広告配信に不適切なサイトを高精度に判定できるアドベリフィケーションという技術を開発しました。（サービス名：「BrandSafe はてな」）。広告主は広告出稿時に「BrandSafe はてな」を付加利用することで、不適切なサイトでの広告買付を抑制でき、ブランドを毀損する可能性を低減することができます。

当社は、アドテクノロジー事業者より「BrandSafe はてな」の導入料、利用料等を受け取っております。

② クラウド支援サービス

ウェブサイトを運用するインフラとして、従来のデータセンターサービスに加えて、Amazon Web Servicesなどのクラウドサービスがこの数年で急速に普及しております。初期費用を抑えられ、またアクセスの負荷状況にあわせて容量を短期間で増設できることを利点と捉え、特にウェブ業界においてクラウドサービスを採用する会社が増えてきています。当社は、このクラウドサービスにて稼働するサーバーやアプリケーションサービスをSaaS型で監視する「Mackerel（マカレル）」をクラウド支援サービスとして、平成26年より提供しております。

「Mackerel（マカレル）」では、サーバーやアプリケーションサービスの稼働状況を、異なるクラウドサービスやデータセンターサービスであっても統一的に監視することができます。また、大規模サービスであるUGCサービスの監視・運用経験を踏まえ、監視専用に多機能かつ洗練された見やすい管理画面を備えており、監視業務品質の向上に役立てることができます。一定の条件下（例えば、対象とするサーバー数の制限）では無料で利用可能なようにしてあり、ウェブサイト管理者が試しやすく使い始めやすいようなサービス形態しております。

当社は、ウェブサイト管理者より、主にサーバー数に応じた利用料、カスタマイズ導入料等を受け取っております。

以上より、当社の収入についてまとめると下記のとおりとなります。

事業	サービス	収入	対象	収入概要
UGC サービス事業	コンテンツマーケティングサービス	受託収入	法人	「はてなブログMedia」ライセンス料・運用料、カスタマイズ開発料及びコンテンツ企画・支援料等
		広告収入	法人 (広告主)	広告商品(ネイティブ広告、タイアップ広告、純広告)の広告掲載料
コンテンツプラットフォームサービス	課金収入	個人 (ユーザー)	個人	有料プラン(利便性の高い上位プラン)の月額利用料
		アフィリエイト広告収入	法人 (広告主)	アフィリエイト広告商品の広告掲載料等
テクノロジーソリューションサービス	受託収入	法人	法人	受託開発料及び保守・運用料等
	ビッグデータサービス収入	法人 (アドテクノロジー事業者)	法人	アドベリフィケーションサービス「BrandSafe はてな」の導入料、利用料等
		法人 (ウェブサイト管理者)	法人	サーバーやアプリケーションサービスを監視・管理できるサービス「Mackerel」の利用料(サーバー数に応じた利用料、カスタマイズ導入料等)

文中における用語の説明は(注)1~10のとおりであります。

(注) 1. UGC (User Generated Content) サービス

インターネット上で利用者自身がテキストや画像、映像などのコンテンツを発信することができる場を提供するサービスであります。ブログサービスの他、クチコミサイトやSNS、動画共有サービスなどがあります。

2. SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略称であり、インターネット上において、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのことであります。

3. ユニークユーザー数

ウェブサイトを一定期間内に訪問した人の数で、延べ訪問数から重複を除いたものであります。

4. ソーシャルメディア

インターネット上において誰もが参加でき、情報発信が出来るメディアであります。UGCサービスの中でも他の人の交流に重きを置いており、交流を通じて広がっていくように設計されています。

5. ホスティング

インターネットサービス提供者が、自社で管理する設備に設置された情報発信用のコンピュータ(サーバー)及びそのアプリケーションソフトウェアの機能を、遠隔から顧客に利用させるサービスのことであります。

6. SaaS

Software as a Serviceの略称で、必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェア(主にアプリケーションソフトウェア)もしくはその提供形態のことであります。

7. メディアレップ

インターネット広告の一次代理店。広告代理店を二次代理店として媒体社の広告商品を販売する事業者であります。

8. インプレッション数

ウェブサイト等に掲載された広告が表示された回数のことであります。

9. ECサイト

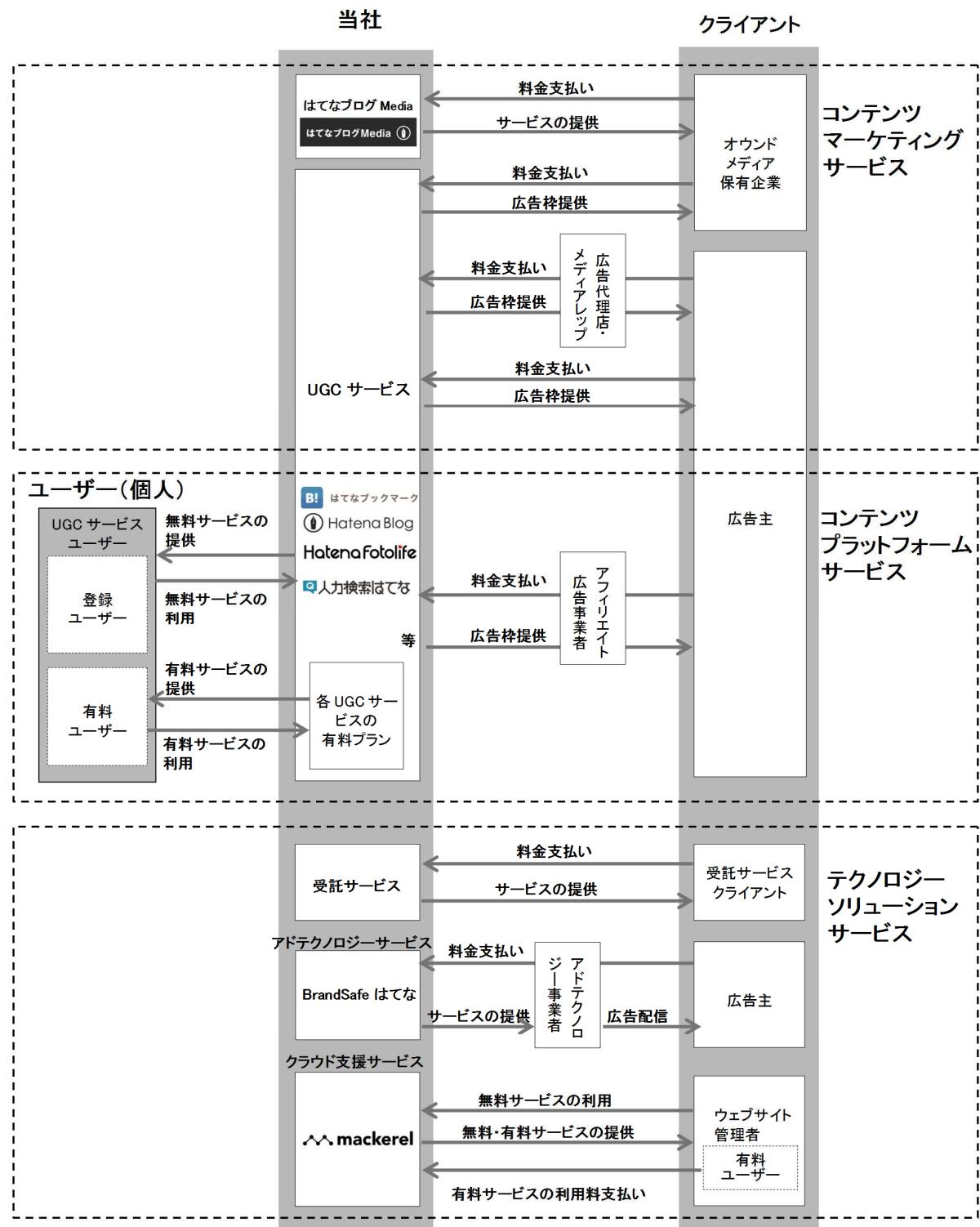
電子商取引(eコマース)を行うウェブサイトのことであります。

10. DSP

Demand Side Platformの略称で、広告主側から見た広告効率の最大化を支援するシステムです。広告主や広告代理店がSSP等を対象に、ユーザーの1視聴毎に広告枠に関してリアルタイムに最適な自動入札取引・広告配信を行うシステムを提供するプラットフォームであります。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

子会社1社(Hatena Inc.)を有しておりますが、持分法非適用の非連結会社であるため、記載しておりません。なお、同社は現在清算手続中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
89(23)	31.9	3.2	5,075,416

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は、UGCサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 最近日までの1年間において従業員が24名増加しております。主な理由は業容の拡大に伴い、期中採用が増加したことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第15期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当事業年度における我が国経済は、内閣府の平成27年7月の月例経済報告によると、景気は緩やかな回復基調が続いている。雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、中国経済をはじめとした海外景気の下振れといった我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるなど予断を許さない状況です。

当社が事業展開を行うインターネット関連業界におきましては、「平成27年版 情報通信白書」（総務省）によりますと、平成26年末のスマートフォン世帯普及率は64.2%（前年比1.6%増）と普及が進んでおり、今後もスマートフォン市場は更に拡大していくものと予測されます。

このような事業環境のもと、当社におきましては、コンテンツマーケティングサービスとコンテンツプラットフォームサービスを注力サービス領域と定め、事業展開いたしました。

当事業年度において、コンテンツマーケティングサービスでは、当該サービスに係る広告売上が堅調に推移したほか、「はてなブログMedia」サービス売上が大幅に伸張しました。コンテンツプラットフォームサービスでは、当該サービスに係る広告売上や課金売上が堅調に推移いたしました。テクノロジーソリューションサービスでは、検収未到来の開発案件が複数存在するものの、納品済開発案件に係る運営サービスは継続提供いたしました。またクラウド支援サービス「Mackerel」やアドテクノロジーサービス「BrandSafe はてな」の取引先増加もあり、いずれも継続して堅調に推移し、更なる成長基盤が確立されております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,094,577千円（前年同期比23.8%増）、営業利益は172,866千円（前年同期比70.1%増）、経常利益は164,914千円（前年同期比79.6%増）、当期純利益は55,164千円（前年同期比13.4%減）となりました。

なお、当社はUGCサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

第16期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

当第1四半期累計期間における我が国経済は、内閣府の平成27年10月の月例経済報告によると、景気について、「一部に弱さもみられるが緩やかな回復基調が続いている。」とされております。雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されておりますが、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、中国経済をはじめとした海外景気の下振れといった我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるなど予断を許さない状況です。

当社がUGCサービス事業を展開するインターネット関連業界におきましては、「平成27年版 情報通信白書」（総務省）によりますと、平成26年末のスマートフォン世帯普及率は64.2%（前年比1.6%増）と普及が進んでおり、今後もスマートフォン市場は更に拡大していくものと予測されます。

このような事業環境のもと、当社におきましては、コンテンツマーケティングサービス、コンテンツプラットフォームサービス、テクノロジーソリューションサービスに一層の注力をを行い、事業展開いたしました。

コンテンツマーケティングサービスでは、当該サービスに係る広告売上が増加したほか、「はてなブログMedia」サービス売上が堅調に推移いたしました。

コンテンツプラットフォームサービスでは、当該サービスに係るアフィリエイト広告売上や課金売上が堅調に推移いたしました。

テクノロジーソリューションサービスでは、受託サービスについて既存取引先向け開発・運営サービスの他、新規に獲得した開発案件の成果物の納品及び同案件に係る運営サービスを開始させることができ、取引先拡大を着実に進めることができました。クラウド支援サービス「Mackerel」の新規取引先獲得が堅調に推移し、更なる成長基盤が確立されております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は415,590千円、営業利益は126,926千円、経常利益は124,388千円、四半期純利益は80,020千円となりました。

なお、当社はUGCサービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第15期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当事業年度末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ、63,840千円増加し、359,843千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は185,296千円（前年同期比123,700千円増）となりました。これは主に、税引前当期純利益78,062千円の計上などがあったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は116,790千円（前年同期比51,662千円増）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出66,100千円などがあったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は7,460千円（前年同期比3,579千円減）となりました。これは主に、株式公開費用の支出9,800千円があったことによるものであります。

第16期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ、36,263千円増加し、396,106千円となりました。

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は53,322千円となりました。これは主に、増加要因として税引前四半期純利益123,650千円の計上などがあったこと、減少要因として法人税等の支払額33,957千円などがあったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は15,051千円となりました。これは主に、減少要因として有形固定資産の取得による支出7,561千円などがあったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は2,450千円となりました。これは、減少要因として株式公開費用の支出2,450千円があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

第15期事業年度及び第16期第1四半期累計期間の受注状況をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第15期事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)				第16期第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
テクノロジーソリューション サービス	213,570	181.2	123,180	140.2	140,350	139,350
合計	213,570	181.2	123,180	140.2	140,350	139,350

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 金額は、販売価格によっております。

3. コンテンツプラットフォームサービス、コンテンツマーケティングサービスは受注によらないため、記載はしております。

4. 当社は単一セグメントであるため、サービスごとに記載しております。

(3) 販売実績

第15期事業年度及び第16期第1四半期累計期間の販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	第15期事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)		第16期第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)	
	販売高 (千円)	前年同期比 (%)	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
コンテンツマーケティング サービス	363,430	174.4	122,849	
コンテンツプラットフォーム サービス	341,689	128.9	122,010	
テクノロジーソリューション サービス	389,457	94.8	170,730	
合計	1,094,577	123.8	415,590	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2事業年度及び第16期第1四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第14期事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)		第15期事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)		第16期第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
任天堂株式会社	399,295	45.2	298,552	27.3	128,595	30.9
グーグル株式会社	184,002	20.8	235,510	21.5	65,997	15.8

3. 当社は単一セグメントであるため、サービスごとに記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社は、以下5点を主な課題と認識しております。

① UGCサービス「はてな」の魅力の拡充

当社の事業はスマートフォンやタブレットに代表される新しい情報機器端末（スマートデバイス）の普及・拡大によるインターネットアクセス手段の多様化や、他のソーシャルメディアサービスなどの台頭など、技術環境や競合サービスの進化に大きく影響を受けます。

当社は、UGCサービスの新規機能やコンテンツの提供を行うことでサービスの魅力を増大させて登録ユーザー数並びにユニークユーザー数を増やしていきたいと考えております。

② 新規取引先の拡大と事業基盤の強化

当社は前期比で売上が拡大しましたが、依然として既存顧客基盤への依存度が高く、当社の業績が売上上位企業の投資動向に大きく左右される状態が続いている。UGCサービス自体のアクセス数増大に取り組むほか、積極的な他社への営業活動を行って新規取引先の拡大に努めます。また個人向け・法人向けを問わず、UGCサービスに集積した情報資産や利用者基盤、技術基盤を活用してテクノロジーソリューションサービスの拡大に取り組みます。

③ 組織体制の強化

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、優れたサービスを構築できる専門的知識を有した優秀な人材の採用を行うと共に、組織として最大限に能力を発揮するための体制強化が重要な課題であると認識しています。このため、管理体制の強化に取り組む他に、従業員が新規サービスのアイデアを自発的に具現化する開発合宿を開催するなどしてモチベーションを喚起し、イノベーションを作り出す組織文化を追求してまいります。

④ 知名度の向上

当社は、UGCサービスを10年以上提供してきた実績を持ち、個人に対しては一定の認知度を有していると考えております。一方で、法人顧客向けにおいては、その認知はまだ充分でないと考えております。セミナーの開催や技術カンファレンスでの登壇などを通して積極的な広報活動や広告宣伝を行い、法人向け知名度の向上に取り組みます。

⑤ 技術革新への対応

インターネットを活用したUGCサービスは、スマートフォンやタブレット等、スマートデバイスと呼ばれる端末の技術革新によって更に普及していくと考えられますが、従来のパソコンや携帯電話向けとは利用環境が異なるため、今後の市場動向に不透明な面があります。スマートデバイスにおいて利用しやすいサービス機能の拡充や整理等によって、各種技術革新への対応に取り組みます。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社の事業環境及び固有の法的規制に係わるリスクについて

① UGCサービス事業に関する一般的なリスク

当社は、『「知る」「つながる」「表現する」で新しい体験を提供し、人の生活を豊かにする』をミッションとしており、UGCサービスの提供を強みとしております。サービスのユニークユーザー数は増加トレンドであり、今後も成長は継続していくと考える一方、スマートデバイスの技術革新によるユーザーニーズの変化等、今後の市場動向に不透明な面があります。そのような中、十分な機能の拡充ができず、ユニークユーザー数を成長させられない可能性があります。また、ユーザーの嗜好は常に変化するため、他社サービスに急激に流れる可能性もあります。この場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 自然災害、不測の事故等について

当社が提供する各種サービスは、インターネットを始めとした通信ネットワーク及びコンピュータシステムにより提供されております。サービスの継続稼働のため、セキュリティ対策、設備投資、自然災害等を想定したデータセンターでのシステム運用を行っておりますが、不正手段による当社システムへの侵入、想定を上回るサービスへのアクセスに伴うシステム障害、地震・津波等の自然災害及び火災・事故・停電等の予期せぬ事象の発生によりサーバーがダウンした場合等には、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、発生した損害の賠償金の支払等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報保護について

当社は、UGCサービスにて登録ユーザーとなる際にユーザーのメールアドレス、生年月日の記入を、また有料プランを利用いただく際に氏名、性別、郵便番号の記入を義務づけております。よって、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、ユーザーから取得した個人情報の保護に最大限の注意を払い、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上の重要事項と捉え、保護管理体制の確立に努めております。なお、当社は一般社団法人日本プライバシー認証機構のTRUSTeマーク（注）を取得しております。

しかしながら、当社が保有する個人情報等につき、漏洩、改ざん、不正使用等が生じる可能性が完全に排除されているとは言えません。従いまして、これらの事態が起こった場合、当社の社会的信用やブランドイメージの低下、適切な対応を行うための相当なコストの負担、発生した損害の賠償金の支払等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（注）TRUSTeマーク：日本プライバシー認証機構によって、個人情報をTRUSTeが策定した基準に適合して取扱っていると認証された際に発行される認証マークのこと。平成27年12月末現在で世界26ヶ国にて展開されております。

④ その他の法的規制等について

当社事業を規制する主な法規制として、（ア）「電気通信事業法」、（イ）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下、「プロバイダ責任制限法」という。）、（ウ）「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下、「不正アクセス禁止法」という。）、（エ）「資金決済に関する法律」があります。

（ア）電気通信事業法により、通信の秘密の保護等の義務が課されております。当社がこの関連法令に抵触した場合、業務停止命令や登録取消し等の行政処分を受けることも想定され、このような場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（イ）プロバイダ責任制限法により、当社は「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵害された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務を課されております。また、権利を侵害した情報を当社が媒介したことを理由として、民法の不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性もあり、これらの点に関し訴訟等の紛争が発生した場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（ウ）不正アクセス禁止法により、当社は不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。罰則はありませんが、この義務を遵守できない場合には当社の社会的信用やブランドイメージの低下等により、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(エ) 当社は「はてなポイント」を利用して有料プランの購入を可能としているため、資金決済に関する法律の「自家型発行者」として登録を受けており、同法、関連政令、府令等の関連法令を遵守し業務を行っております。しかしながら、当社がこれらの関連法令に抵触した場合、業務停止命令や登録取消し等の行政処分を受けることも想定され、このような場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 知的財産権について

当社は、第三者の特許権、商標権等の知的財産権に関して、外部の弁理士などを通じて調査する等、その権利を侵害しないよう留意するとともに、必要に応じて当社の知的財産権の登録等について申請することで、当該リスクの回避を検討しております。しかしながら、当社の認識していない知的財産権が既に成立している可能性や当社の事業分野で第三者による知的財産権が成立する可能性があること等から、当社による第三者の知的財産権の侵害が生じる可能性は否定できず、仮に当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者より、損害賠償請求、使用差し止め請求、ロイヤルティの支払い要求などが発生する可能性があり、その場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社はインターネットサービスを提供するにあたって独自にプログラムを開発しております。このプログラム（ソースコード）が不正アクセスやコピーによって外部に流出し、競合となるサービスに利用される場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 訴訟を受けるリスクについて

当社は、ブログなど、一般的のユーザーが情報をウェブ上に公開することができるプラットフォームを提供しております。ユーザーによる情報発信は即時に公開できるため、ユーザーによる情報発信によって名誉毀損を受けたとして、第三者から当社が訴訟などを受ける可能性があります。当社は、名誉毀損などの指摘については、プロバイダ責任制限法等を参照しつつ利用規約やガイドラインに基づき対応することとしています。しかしながら、第三者から当社が訴訟などを受ける場合には、当社の社会的信用やブランドイメージの低下など、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

① 特定の得意先への依存について

第15期事業年度の当社が提供するテクノロジーソリューションサービスにおいて任天堂株式会社が主力の顧客であり、全体の売上高に占める同社への売上高割合は27.3%に達しております。また、当社が運営するコンテンツプラットフォームサービスでは、サイト内検索エンジンや広告枠運用、解析ツールなど多くのツールにおいて、グーグル株式会社の製品を利用してあります。UGCサービスの集客の過半数についてもGoogleの検索エンジンに頼っております。以上のことから、当社は任天堂株式会社やグーグル株式会社への依存度が高い状況にあります。

今後、検索エンジンからの集客を強化すべく検索エンジン対策を行う他に、コンテンツマーケティングサービス及びテクノロジーソリューションサービスにおいて新規得意先の開拓を行うなど、これらの会社に依存しない収益体制を構築すべく努めてまいります。任天堂株式会社やグーグル株式会社は重要な販売先であり良好な関係を維持していく予定ですが、何らかの理由により両社との関係に変化が生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② インターネット広告市場について

近年、インターネット広告市場は拡大傾向にありますが、企業の広告宣伝活動が景気動向の影響を受けやすいこと、ユーザーの利用するデバイス環境に変化が生じる可能性があること、季節要因による変動があること、広告販売に活用している広告代理店やメディアアレップの営業戦略や営業力などの影響を受けること、今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 競合について

当社UGCサービスは興味・関心を共にするユーザーが集まるコミュニティの繋がりにより他のSNSとの差別化が図られております。またテクノロジーソリューションサービスにおいては、そのUGCサービスを自社で企画構想から開発すること及びサービスを大規模に運用することを一貫して実行できることが、当社の強みであると認識しております。

しかしながら、今後資本力、マーケティング力、より高い知名度や専門性を有する企業等の参入及びその拡大が生じる可能性があり、競争の激化やその対策のためのコスト負担などにより、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 事業拡大に伴う継続的な設備投資について

当社のUGCサービス事業は、サーバーなどインフラ機器を介してサービスを提供するため、これらの機器を置くデータセンターへの継続的な投資が欠かせません。当社は昨今で拡大しているクラウドサービスには国内で提供された初期段階から利用するなど、少ない投資で効率的にインフラを運営するノウハウを獲得しております。しかしながら、今後データセンター事業者やクラウドサービス事業者同士の競争状況の鈍化や新技術の浸透低下などにより、投資額が膨らみ、効率的なインフラ運営ができなくなった場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ ソフトウェア資産の減損について

当社はアプリケーション、データベースを開発し、それらを活用して他社向けに主にテクノロジーソリューションサービスとして提供しております。それらの開発に係わるコストについて、資産性のあるものについては自社サービス用のソフトウェアとして無形固定資産に計上し、費用化すべきものについては各事業年度において販売費及び一般管理費として費用化しております。自社サービス用ソフトウェアの開発においては、プロジェクト推進体制を整備し、慎重な計画の立案・遂行に努めております。しかしながら、当該開発が市場のニーズに合わないことにより利用価値が低下する場合や、重大なバグ（不良箇所）等の発生によりソフトウェアとして機能しなくなる場合には、これらを減損処理する可能性があります。その場合、一時に多額の費用が発生するため、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（3）当社の事業運営体制に係わるリスクについて

① 人材の確保及び育成について

当社は、事業の拡大と合わせ、今後、積極的に優秀な人材、特にスキルの高いエンジニア及びマネジメント能力の高い人材を確保及び育成していく、組織体制をより安定させることに努めてまいりますが、計画通りに人材の確保及び育成が出来ない場合や、事業の中核をなす社員に不測の事態が生じた場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、当社の業績向上への意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権付によるストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しております。

当社は今後、新株予約権発行のほか、新株、新株予約権付社債等を発行する可能性があり、これらの発行及び行使により当社の1株当たりの株式価値に希薄化が生じる可能性があります。また、これらの行使による需給の変化が当社株式の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

③ 配当政策について

当社は設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております、事業基盤の整備状況、業績や財政状態などを総合的に勘案のうえ、配当をしていきたいと考えております。

ただし、当面は、事業基盤の整備を優先することが株主価値の最大化に資するとの考えから、その原資となる内部留保の充実を基本方針とさせていただく所存であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積り及び仮定設定を行わねばなりません。経営者は、債権、たな卸資産、投資、繰延税金資産等に関する見積り及び判断について、継続して評価を行っており、過去の実績や状況に応じて合理的と思われる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行っております。また、その結果は資産・負債の簿価及び収益・費用の報告数字についての判断の基礎となります。実際の結果は、見積り特有の不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第15期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

(資産)

流動資産は536,734千円となり、前事業年度末に比べ122,504千円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が73,840千円、売掛金が27,643千円増加したことによるものであります。

固定資産は184,644千円となり、前事業年度末に比べ7,377千円増加いたしました。これは主に、ソフトウェアが27,788千円減少したことに対して、建物附属設備が11,079千円、敷金及び保証金が14,240千円増加したことによるものであります。

(負債)

流動負債は171,674千円となり、前事業年度末に比べ75,361千円増加いたしました。これは主に、未払費用が12,477千円、未払消費税等が21,627千円増加したことによるものであります。

固定負債は22,102千円となり、前事業年度末と比べ2,983千円減少いたしました。これは主に、資産除去債務が5,634千円増加したことに対して、繰延税金負債が8,618千円減少したことによるものであります。

(純資産)

純資産は527,602千円となり、前事業年度末に比べ57,504千円増加いたしました。これは主に、当期純利益55,164千円を計上したことによるものであります。

第16期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

(資産)

当第1四半期会計期間末における総資産の残高は、前事業年度末に比べて47,864千円増加し、769,243千円となりました。この主な要因は、現金及び預金が36,263千円増加したことなどによるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債の残高は、前事業年度末に比べて32,155千円減少し、161,621千円となりました。この主な要因は、前受金が17,524千円減少したことなどによるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べて80,020千円増加し、607,622千円となりました。この主な要因は、四半期純利益80,020千円の計上に伴い、利益剰余金の金額が80,020千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

第15期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

(売上高)

当事業年度の売上高は1,094,577千円となり、前事業年度に比べ210,514千円増加いたしました。これは主に、コンテンツプラットフォームサービスにおける課金売上や広告収入、コンテンツマーケティングサービスにおけるブログメディアサービス売上、テクノロジーソリューションサービスにおけるシステム開発運営売上が堅調に推移したことによります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は86,900千円となり、前事業年度に比べ11,294千円増加いたしました。これは主に、コンテンツマーケティングサービスに関するシステム開発の製造原価の増加やソフトウェアの減価償却費によるものであります。

この結果、当事業年度の売上総利益は1,007,676千円となり、前事業年度に比べ199,220千円増加いたしました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は834,809千円となり、前事業年度に比べ127,990千円増加となりました。これは主に、役員報酬12,020千円の増加、給料及び手当30,950千円の増加、データセンター利用料22,121千円の増加によるものであります。

この結果、当事業年度の営業利益は172,866千円となり、前事業年度に比べ71,229千円増加いたしました。

(営業外損益、経常利益)

当事業年度の営業外収益は1,848千円となり、前事業年度に比べ599千円増加となりました。これは主に、受取利息及び配当金380千円の増加によるものであります。

当事業年度の営業外費用は9,800千円となり、前事業年度に比べ1,243千円減少いたしました。これは主に、株式公開費用1,239千円の減少によるものであります。

この結果、当事業年度の経常利益は164,914千円となり、前事業年度に比べ73,071千円増加いたしました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度の特別利益は284千円となり、前事業年度に比べ8,816千円減少いたしました。これは主に、前事業年度に固定資産受贈益9,088千円の計上があったことによるものであります。

当事業年度の特別損失は87,137千円となり、前事業年度に比べ86,861千円増加いたしました。これは主に、減損損失77,299千円の計上があったことによるものであります。

この結果、当事業年度の当期純利益は55,164千円となり、前事業年度に比べ8,570千円減少いたしました。

第16期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

(売上高)

当第1四半期累計期間の売上高は415,590千円となりました。これは主に、コンテンツプラットフォームサービス、コンテンツマーケティングサービス、テクノロジーソリューションサービスにおける売上が堅調に推移したことによります。

(売上原価、売上総利益)

当第1四半期累計期間の売上原価は40,322千円となりました。これは主に、コンテンツマーケティングサービスに関するシステム開発の製造原価によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の売上総利益は375,268千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第1四半期累計期間の販売費及び一般管理費は248,341千円となりました。これは主に、人件費やデータセンター利用料によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の営業利益は126,926千円となりました。

(営業外損益、経常利益)

当第1四半期累計期間の営業外収益は430千円となりました。これは主に、受取利息及び配当金によるものであります。

当第1四半期累計期間の営業外費用は2,968千円となりました。これは主に、株式公開費用によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の経常利益は124,388千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

当第1四半期累計期間の特別利益は46千円となりました。これは、固定資産売却益によるものであります。

当第1四半期累計期間の特別損失は783千円となりました。これは、固定資産除却損によるものであります。

この結果、当第1四半期累計期間の四半期純利益は80,020千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第15期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末と比較して63,840千円増加し359,843千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、185,296千円（前年同期比200.8%増）となりました。これは主に、税引前当期純利益78,062千円、減価償却費の計上46,965千円、減損損失の計上77,299千円等の増加要因と、売上債権の増加額27,643千円、たな卸資産の増加額13,978千円、法人税等の支払額40,418千円等の減少要因によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、116,790千円（前年同期比79.3%増）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出30,377千円、無形固定資産の取得による支出66,100千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、7,460千円（前年同期比32.4%減）となりました。これは、新株予約権の行使による株式の発行による収入2,340千円、株式公開費用の支出9,800千円によるものであります。

第16期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

当第1四半期会計期間末の現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は前事業年度末に比べ、36,263千円増加し、396,106千円となりました。

当第1四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、獲得した資金は53,322千円となりました。これは主に、増加要因として税引前四半期純利益123,650千円の計上などがあったこと、減少要因として法人税等の支払額33,957千円などがあったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は15,051千円となりました。これは主に、減少要因として有形固定資産の取得による支出7,561千円などがあったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は2,450千円となりました。これは、減少要因として株式公開費用の支出2,450千円があったことによるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 戦略の現状と見通し

当社は『「知る」「つながる」「表現する」で新しい体験を提供し、人の生活を豊かにする』をミッションに掲げ、「技術で支えられているサービスを提供する会社」として技術を磨き、インターネット領域において様々なサービス提供を行っております。

当社は今後も拡大されることが予想されるIT市場において、競争優位性を確保するために、顧客企業に対して高付加価値を提供するサービスの創造に銳意努めてまいります。またより強固なポジションを獲得するために、開発体制及び営業体制の強化を重要な戦略と認識し、事業の拡大に取り組んでまいります。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後業容を拡大し、より高品質なサービスを継続提供していくためには、経営者は「2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の様々な課題に対処していく必要があると認識しております。それらの課題に対応するため、経営者は常に市場におけるニーズや事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を認識したうえで、当社の経営資源を最適に配分し、最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第15期事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、96,478千円であり、その主な内容は、事業所の拡張による設備造作等の取得17,876千円及び自社利用目的のソフトウェアの構築65,737千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第16期第1四半期累計期間（自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日）

当第1四半期累計期間において実施いたしました設備投資の総額は、13,498千円であり、その主な内容は、サーバー等の取得7,561千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

また、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

平成27年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具及び備 品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本店 (東京都港区)	統括業務設備	25,249	6,635	2,164	34,049	34 (7)
本社 (京都府京都市中京区)	業務設備	6,715	7,011	9,370	23,097	48 (13)
データセンター (東京都渋谷区)	サーバー機器等	—	20,934	—	20,934	— (—)

(注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。

2. 建物附属設備は、賃借中の建物に設置した附属設備であります。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

4. セグメント情報については、当社は単一セグメントのため、記載しておりません。

5. 本店、本社、データセンターはすべて賃借物件であり、年間賃借料（共益費を含む）は、55,992千円であります。

6. 従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書きしております。

3【設備の新設、除却等の計画】（平成27年12月31日現在）

経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	9,800,000
計	9,800,000

(注) 平成27年12月11日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、発行可能株式総数は、9,700,000株増加し、9,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,466,000	非上場	単元株式数100株
計	2,466,000	—	—

(注) 1. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより、株式数は2,441,340株増加し、発行済株式総数は2,466,000株となっております。
2. 平成27年12月11日開催の臨時株主総会決議により、平成27年12月11日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回新株予約権 (平成19年8月6日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数 (個)	40 (注) 1	40 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	40(注) 1、2	4,000(注) 1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	40,000(注) 3	400(注) 3、6
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月11日 至 平成29年8月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 400 資本組入額 200 (注) 6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなつたことにより権利行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式」の種類及び数に準じて決定する。

（3）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権の行使期間

上表の新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいざれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の取得事由及び取得条件

上記（注）4. に準じて決定する。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成19年8月6日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	105（注）1	105（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	105（注）1、2	10,500（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	40,000（注）3	400（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月10日 至 平成29年8月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 400 資本組入額 200 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるとこ ろによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したもの
を減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合
には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で發
行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未
満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。かかる調整は取締役会により行われ、その調整は
最終的な、拘束力を有する、決定的なものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次
の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じ
たときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

- 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全
子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要である
ときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得
することができる。
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以
下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予
約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第
1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を組織再編行為の
効力発生の時点における残存新株予約権の発行要項に準じた条件に基づきそれぞれ交付することとする。

6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成19年11月29日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	75	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	75（注）1	7,500（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	40,000（注）2	400（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成21年12月2日 至 平成29年11月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 40,000 資本組入額 20,000	発行価格 400 資本組入額 200 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなつたことにより権利行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記（注）3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第5回新株予約権（平成20年5月29日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	23（注）1	23（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23（注）1、2	2,300（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	42,000（注）3	420（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成22年6月2日 至 平成30年5月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 42,000 資本組入額 21,000	発行価格 420 資本組入額 210 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなつたことにより権利を行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
- (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- (5) 新株予約権の行使期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記（注）4.に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権（平成21年1月24日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	11（注）1	11（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	11（注）1、2	1,100（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）3	430（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成23年4月2日 至 平成31年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したもの
を減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合
には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発
行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未
満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次
の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合
(新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。)、次の算式
により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数
とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み
替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生
じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなつたことにより権利を行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

（3）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。

（5）新株予約権の行使期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

（7）新株予約権の行使の条件

上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

（8）新株予約権の取得事由及び取得条件

上記（注）4.に準じて決定する。

（9）新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。

これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権（平成22年1月29日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70（注）1	7,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）2	430（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成24年1月30日 至 平成32年1月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより権利を行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記（注）3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権（平成22年3月5日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	93（注）1	93（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	93（注）1、2	9,300（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）3	430（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成24年4月2日 至 平成32年3月5日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなつたことにより権利を行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
- （3）交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- （5）新株予約権の行使期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- （7）新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- （8）新株予約権の取得事由及び取得条件
上記（注）4.に準じて決定する。
- （9）新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権（平成22年9月9日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	70	70
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	70（注）1	7,000（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）2	430（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成24年10月2日 至 平成32年9月9日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなったことにより権利を行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
 - (3) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）4. (2) に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
 - (5) 新株予約権の行使期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間に定める新株予約権の行使期間」の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
 - (8) 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記（注）3. に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
5. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権（平成23年7月29日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	655（注）1	655（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	655（注）1、2	65,500（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）3	430（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月31日 至 平成33年7月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したもの
を減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合
には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発
行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未
満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次
の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合
(新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。)、次の算式
により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数
とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み
替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生
じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなつたことにより権利を行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
- （3）交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- （5）新株予約権の行使期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- （7）新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使」の条件を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- （8）新株予約権の取得事由及び取得条件
上記（注）4.に準じて決定する。
- （9）新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権（平成24年7月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	929（注）1	929（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	929（注）1、2	92,900（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）3	430（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成34年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したもの
を減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合
には、次の算式により新株予約権の目的である株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \frac{1 \text{ 株当たり調整前行使価額}}{1 \text{ 株当たり調整後行使価額}}$$

上表の「新株予約権の目的である株式の数」の調整は、調整の原因となるいざれかの事由が発生した時点で発
行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。また、計算の結果、1株未
満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合には、次
の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合
(新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使の場合を除く。)、次の算式に
より行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数
とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」と読み
替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、新株予約権発行後に、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生
じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

4. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画について株主総会の承認決議（株主総会決議が不要であるときは、取締役会決議）がなされたときは、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。また、新株予約権者との間で締結する契約に定めた権利行使条件に該当しなくなつたことにより権利を行使することができなくなった場合その他当社が取得の必要があると認めた場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- （1）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。
- （3）交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- （4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記（注）5.（2）に従つて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。
- （5）新株予約権の行使期間
上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- （6）新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
- （7）新株予約権の行使の条件
上表の「新株予約権の行使の条件」を考慮した上で、再編対象会社と残存新株予約権の新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
- （8）新株予約権の取得事由及び取得条件
上記（注）4.に準じて決定する。
- （9）新株予約権の譲渡制限
新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権（平成25年7月26日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	742（注）1	738（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	742（注）1、2	73,800（注）1、2、6
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）3	430（注）3、6
新株予約権の行使期間	自 平成25年7月29日 至 平成35年7月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注) 6
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

（注）1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の数」は、退職等の理由により権利を喪失したものを減じた数であります。

2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記（注）2. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 会社が、時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得する

ために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

②会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。

③会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。

（3）上記（2）に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

（4）会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。

（5）会社が株主割当て又は株式無償割当て以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記（2）に基づく調整は行われないものとする。

4. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

（1）会社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（2）会社は相続の対象とならなかつた本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

（3）会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。

（4）新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役

②会社又は子会社の使用者

③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②新株予約権者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

④新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦新株予約権者につき解散の決議が行われた場合

⑧新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨新株予約権者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合

(6)新株予約権者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②新株予約権者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

5. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使の満了日までとする。

(6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7)取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

6. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権（平成26年7月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	164	164
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	164（注）1	16,400（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）2	430（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月31日 至 平成36年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記(注)2.の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 会社が、時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
 - ②会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
 - (3)上記(2)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
 - (4)会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
 - (5)会社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとする。
3. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1)会社が消滅会社となる吸收合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸收分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (3)会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4)新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ②会社又は子会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②新株予約権者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

④新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦新株予約権者につき解散の決議が行われた場合

⑧新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨新株予約権者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合

(6)新株予約権者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②新株予約権者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

4. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を調整して得られる再編後行使価額に、上記注（4）（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7)取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第14回新株予約権（平成27年6月26日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年12月31日)
新株予約権の数（個）	296	296
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	296（注）1	29,600（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	43,000（注）2	430（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成27年6月29日 至 平成37年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額（円）	発行価格 43,000 資本組入額 21,500	発行価格 430 資本組入額 215 (注)5
新株予約権の行使の条件	新株予約権の権利の行使の 条件は、当社と新株予約権 者との間で締結する新株予 約権割当契約に定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個当たりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. (1) 会社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。調整後の行使価額の適用時期は、上記（注）2. の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 会社が、時価を下回る1株当たりの払込金額での普通株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。）、又は時価を下回る1株当たりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）の発行又は処分（無償割当てによる場合を含む。）を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは会社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

なお、「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、会社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

上記調整による調整後の行使価額は、募集又は割当てのための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式又は潜在株式等の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算式については下記の定めに従うものとする。

- ①「既発行株式数」とは、調整後の行使価額が適用される日の前日における、会社の発行済普通株式総数及び発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数を合計した数から、同日における会社の保有する自己株式（普通株式のみ）の数を控除した数を意味するものとする（但し当該調整事由によって会社の発行済普通株式数若しくは発行済の潜在株式等の目的たる普通株式数又は自己株式（普通株式のみ）の数が変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。
 - ②会社が自己株式を処分することにより調整が行われる場合においては、「新発行株式数」は「処分する自己株式の数」と読み替えるものとする。
 - ③会社が潜在株式等を発行又は処分することにより調整が行われる場合における「新発行株式数」とは、発行又は処分される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株当たり払込金額」とは、目的となる普通株式1株当たりの取得価額を、それぞれ意味するものとする。
 - (3)上記(2)に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。但し、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。
 - (4)会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は適当と認める行使価額の調整を行う。
 - (5)会社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、会社が調整を行わない旨を決定した場合には、上記(2)に基づく調整は行われないものとする。
3. 会社は、以下の各号に基づき本新株予約権を取得することができる。会社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、会社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。
- (1)会社が消滅会社となる吸收合併若しくは新設合併、会社が分割会社となる吸收分割若しくは新設分割、又は会社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）について、法令上又は会社の定款上必要な会社の株主総会の承認決議（株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議）が行われたときは、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2)会社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、新株予約権者の法定相続人のうち会社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - (3)会社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者（会社の株主を含む。）に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、会社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4)新株予約権者が下記いずれの身分とも喪失した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ①会社又は子会社（会社法第2条第3号に定める子会社を意味する。以下同じ。）の取締役又は監査役
 - ②会社又は子会社の使用人
 - ③顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず会社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者

(5)次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合

②新株予約権者が会社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず会社又は子会社と競業した場合。但し、会社の書面による事前の承認を得た場合を除く。

③新株予約権者が法令違反その他不正行為により会社又は子会社の信用を損ねた場合

④新株予約権者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

⑤新株予約権者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合

⑥新株予約権者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

⑦新株予約権者につき解散の決議が行われた場合

⑧新株予約権者が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力等と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

⑨新株予約権者が本要項又は本新株予約権に関して会社と締結した契約に違反した場合

(6)新株予約権者が会社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、会社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

①新株予約権者が自己に適用される会社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合

②新株予約権者が取締役としての忠実義務等会社又は子会社に対する義務に違反した場合

4. 会社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上表の「新株予約権の行使時の払込金額」を調整して得られる再編後行使価額に、上記（注）4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表の「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使の満了日までとする。

(6)権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。

(7)取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより上表の「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成24年4月6日 (注) 1	120	23,790	3,000	62,000	2,160	12,820
平成24年8月30日 (注) 2	500	24,290	11,000	73,000	10,500	23,320
平成27年1月31日 (注) 3	370	24,660	1,170	74,170	1,170	24,490
平成27年12月11日 (注) 4	2,441,340	2,466,000	—	74,170	—	24,490

(注) 1. 有償第三者割当

割当先 川田 尚吾 120株
発行価格 43,000円
資本組入額 25,000円

2. 有償第三者割当

割当先 毛利 裕二 500株
発行価格 43,000円
資本組入額 22,000円

3. 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 株式分割（1：100）によるものです。

(5) 【所有者別状況】

平成27年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	16	16	
所有株式数 (単元)	—	—	—	—	—	—	24,660	24,660	
所有株式数の割 合（%）	—	—	—	—	—	—	100	100	

(注) 自己株式184,000株は、「個人その他」に含まれております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成27年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 184,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 2,282,000	22,820	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,466,000	—	—
総株主の議決権	—	22,820	—

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。また、平成27年12月11日の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。これに伴い、提出日現在において、「完全議決権株式 (その他)」の株式数は普通株式2,282,000株、「議決権の数」は22,820個、「発行済株式総数の株式数」は2,466,000株、「総株主の議決権」の議決権の数は22,820個となっております。

②【自己株式等】

平成27年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社はてな	東京都港区南青山六丁目5番55号	184,000	—	184,000	7.46
計	—	184,000	—	184,000	7.46

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、提出日現在における自己名義所有株式数及び所有株式数の合計はいずれも184,000株となっております。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、ストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第2回新株予約権（平成19年8月6日臨時株主総会決議①）

決議年月日	平成19年8月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名及び従業員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員2名、元従業員2名となっております。

第3回新株予約権（平成19年8月6日臨時株主総会決議②）

決議年月日	平成19年8月6日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名及び外部協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、外部協力者1名となっております。

第4回新株予約権（平成19年11月29日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成19年11月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第5回新株予約権（平成20年5月29日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成20年5月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員4名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、元従業員3名となっております。

第6回新株予約権（平成21年1月24日定時株主総会決議）

決議年月日	平成21年1月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員1名となっております。

第7回新株予約権（平成22年1月29日定時株主総会決議）

決議年月日	平成22年1月29日
付与対象者の区分及び人数	従業員1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第8回新株予約権（平成22年3月5日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成22年3月5日
付与対象者の区分及び人数	従業員15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注)付与対象者の退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員4名、元従業員5名となっております。

第9回新株予約権（平成22年9月9日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成22年9月9日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第10回新株予約権（平成23年7月29日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成23年7月29日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名及び従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の取締役就任や退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名、従業員13名となっております。

第11回新株予約権（平成24年7月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数	取締役1名及び従業員20名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の取締役就任や退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役3名、従業員16名となっております。

第12回新株予約権（平成25年7月26日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成25年7月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員25名及び外部協力者1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者の取締役就任や退職等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名、従業員21名、外部協力者1名となっております。

第13回新株予約権（平成26年7月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年7月30日
付与対象者の区分及び人数	従業員21名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

第14回新株予約権（平成27年6月26日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成27年6月26日
付与対象者の区分及び人数	従業員67名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数（株）	処分価額の 総額（円）	株式数（株）	処分価額の 総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（－）	—	—	—	—
保有自己株式数	1,840	—	184,000	—

（注）平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これに伴い、提出日現在における保有自己株式数は184,000株となっております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状態や今後の事業計画等を十分に勘案し、利益還元策を決定していく所存であります。当社は当期純利益を計上しておりますが、未だ内部留保が充実しているとは言えません。また、当社は現在成長過程にあると考えております、内部留保の充実を図り、企業体質の強化、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。

なお、今後の配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

剰余金の配当を行う場合には、年一回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。

また、当社は中間配当を取締役会決議で行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性7名、女性1名（役員のうち女性の比率12.5%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役	会長	近藤 淳也	昭和50年11月2日生	平成13年7月 有限会社はてな（現当社）設立 平成16年2月 当社商号変更 代表取締役社長 平成18年7月 Hatena Inc. 代表取締役社長（現任） 平成26年8月 当社代表取締役会長 新規事業準備室長（現任）	(注)3	1,852,800
代表取締役	社長	栗栖 義臣	昭和53年3月6日生	平成14年4月 TIS株式会社入社 平成20年10月 当社入社 平成24年7月 当社第4グループプロデューサー 平成25年8月 当社第2サービス開発本部長 平成26年7月 当社取締役 平成26年8月 当社代表取締役社長（現任）	(注)3	65,000
取締役	ビジネス開発本部長	毛利 裕二	昭和43年8月24日生	平成8年3月 株式会社ユー・エス・エデュケーション・ネットワーク（現 株式会社アビタス）入社 平成10年4月 同社取締役 平成12年1月 株式会社キャリアアクセス取締役 平成13年11月 株式会社オプティマ 取締役 平成19年4月 株式会社アイレップ 執行役員 平成19年10月 株式会社あいけあ 取締役 平成22年10月 当社入社 平成22年11月 当社取締役 ビジネス開発本部長 平成23年2月 当社取締役副社長 ビジネス開発本部長 平成23年7月 Hatena Inc. 取締役 平成26年8月 当社取締役 ビジネス開発本部長（現任）	(注)3	50,000
取締役	CFO コーポレート本部長	小林 直樹	昭和38年8月18日生	昭和62年4月 株式会社大京入社 平成9年12月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社入社 平成10年10月 有限責任監査法人トーマツ転籍 平成13年2月 トーマツベンチャーサポート株式会社 執行役員 平成17年6月 株式会社Argenes 取締役 平成23年2月 エナックス株式会社 執行役員 平成24年4月 当社入社 執行役員CFO コーポレート本部長 平成25年7月 Hatena Inc. CFO（現任） 平成25年8月 当社取締役CFO コーポレート本部長（現任）	(注)3	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	—	リチャード・チェン	昭和44年6月1日生	平成4年1月 Barclays Global Investors マーケティング・ストラテジスト 平成11年7月 オプトメール株式会社 代表取締役社長 平成14年8月 Google Inc. シニアビジネスプロダクト マネージャー 平成19年3月 Hatena Inc. 取締役 平成19年5月 カリフォルニア大学バークレー校財団 理事（現任） 平成22年6月 AngelPad メンター 平成23年7月 当社取締役（現任）	(注)3	—
監査役 (常勤)	—	柴崎 真一	昭和32年6月6日生	昭和58年12月 株式会社野村総合研究所 入社 平成4年6月 同社主任研究員 平成14年6月 株式会社やさしい手 顧問 平成15年10月 同社常勤監査役 平成21年5月 株式会社シャルレ 顧問 平成21年6月 同社 常勤監査役 平成25年7月 当社 顧問 平成25年10月 当社 常勤監査役（現任）	(注)4	—
監査役	—	中村 勝典	昭和31年6月4日生	昭和58年12月 監査法人サンワ東京丸の内事務所（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 昭和62年4月 中村勝典税理士事務所開設所長（現任） 平成15年2月 中村勝典公認会計士事務所開設 所長 平成15年5月 株式会社トリニティーセキュリティーシステムズ（現株式会社ティエスエスリンク）社外監査役（現任） 平成16年8月 シティア公認会計士共同事務所開設 代表（現任） 平成24年6月 株式会社マースエンジニアリング社外監査役 平成24年10月 当社監査役（現任） 平成27年6月 株式会社マースエンジニアリング社外取締役（現任）	(注)4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	砂田 有紀	昭和52年5月27日生	平成17年10月 山本綜合法律事務所（現山本・柴崎法律事務所）入所 平成18年5月 ホワイト&ケース法律事務所入所 平成25年10月 弁護士法人苗村法律事務所（現弁護士法人虎門中央法律事務所）社員（現任） 平成26年9月 学校法人立教学院立教大学兼任講師 平成26年11月 株式会社T & Cコンサルティング取締役（現任） 平成27年3月 公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン監事（現任） 平成27年5月 当社監査役（現任）	(注) 4	—
計						1,987,800

- (注) 1. 取締役 リチャード・チェンは、社外取締役であります。
 2. 監査役 中村勝典及び砂田有紀は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は平成27年12月11日の臨時株主総会終結の時から平成29年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は平成27年12月11日の臨時株主総会終結の時から平成31年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員はシステム開発本部長 田中慎司、経営企画部長 田中慎樹、サービス開発本部長 大西康裕の3名であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会に対する基本的な責任を自覚しコンプライアンスを徹底することで、社会から信頼を得る企業として、全てのステークホルダーから評価いただける企業価値の向上に積極的に貢献すること、また、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性を確保し、企業価値の向上を目指しています。

この目的を永続的に高い再現性を持って実現しつづけるために、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることができると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

1) 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役5名（うち社外取締役1名）で構成しております、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ. 経営会議

当社の経営会議は、会社の重要な運営方針、業務方針ならびに重要な業務執行に関する事項を協議し、代表取締役社長の業務執行を補佐するために設けた機関であり、代表取締役社長、執行役員、本部長及び常勤監査役をもって構成しております、週1回の定例経営会議の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時の経営会議を都度開催しております。

ハ. 監査役、監査役会

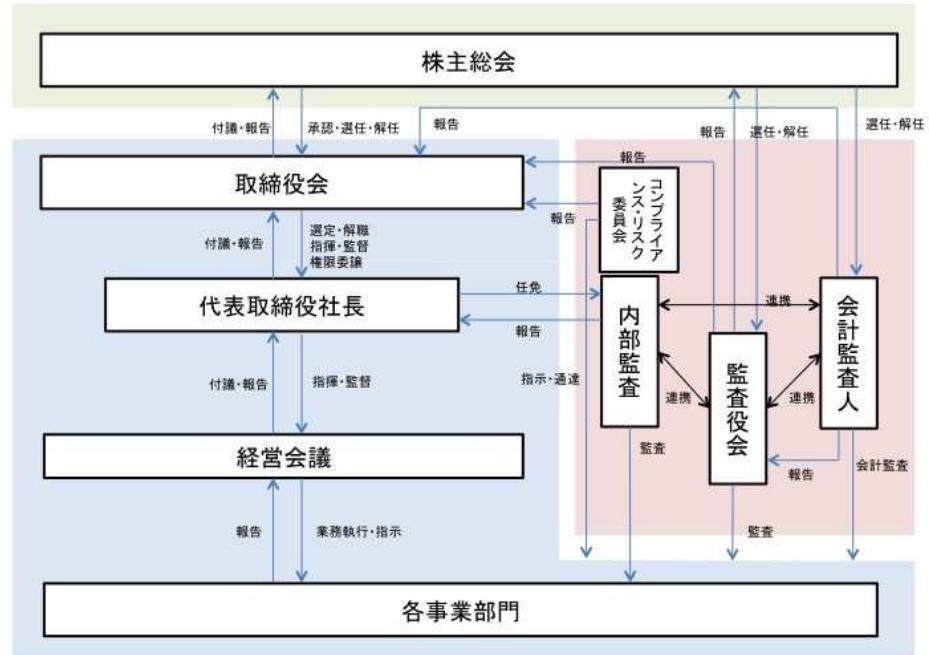
当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役2名（社外監査役）で構成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めています。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めています。

ニ. 内部監査

当社は独立した内部監査部門は設けておりませんが、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者3名（経営企画部長、経営企画部担当、サポート部担当）が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう内部監査規程に基づく業務監査を実施し、業務活動が法令及び社内規程に準拠し、合理的に運営されているかについて代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告することで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めています。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



2) 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、「内部統制システムの基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めています。その他役員、社員の職務遂行に対し、監査役及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、隨時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、経営活動その他の事項に関する法令等を順守するための有効な体制を適切に整備、運営し、社業の発展をはかることを目的とし、「コンプライアンス・リスク委員会規程」を制定しております。コンプライアンス・リスク委員会は、代表取締役社長を委員長、コーポレート本部長を事務局長とし、経営会議のメンバーで構成しております。コンプライアンス・リスク委員会は、少なくとも6ヶ月に1度開催し、「企業活動における法規遵守及び内部統制に有効な制度及びシステム等の検討・審議」、「企業活動関係法規の啓蒙・教育」、「社内における業務遂行（信頼性のある財務報告による業務を含む）に関する調査及び分析」、「企業活動関係法規遵守マニュアルの整備、社内規程等の整備」及び「その他法規遵守及び内部統制に有効な活動及び経営者の付託する事項」を検討しております。

③ 内部監査及び監査役監査の状況

それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、策定した監査計画に基づき監査を実施しております。

会計監査人との連携状況に関しては、監査役及び内部監査担当者が参加の上、三者ミーティングを定期的に開催し、適宜情報交換、意見交換等を実施しております。

④ リスク管理体制の整備の状況

当社は、コーポレート本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めています。また、「はてな就業規則」に公益通報者の保護に関する規定を設け、他の社員の法律違反行為を知ったときは、速やかに人事・総務部長に通報する旨を明記し、適正な公益通報者保護の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

さらに、「リスク管理規程」を制定し、会社の経営危機に係る対策・方針及び危機に直面したときの対応について定めております。

また、日々営業の進捗度合いについて、経営企画担当の執行役員から全社員に対し報告が行われ、速やかに今後の営業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めたリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。

⑤ 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めています。

当社の社外取締役であるリチャード・チェン氏に対して120個の新株予約権を付与しております。それ以外に当社との間で人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の中村勝典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見を活かして、当社の監査体制の強化に努めています。当社との間で人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役の砂田有紀氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務等の専門的な知識・経験等を活かして、当社の監査体制の強化に努めています。当社との間で人的関係、資本関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針は特段定めておりませんが、会社に対する善管注意義務を遵守し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏らず、客観的で公平・公正な判断をなし得る人格、見識、能力を有していると会社が判断している人物を選任しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑥ 役員報酬の内容

当事業年度における役員報酬の内容は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	53,179	53,179	—	—	—	4
監査役（社外監査役を除く。）	6,164	6,164	—	—	—	1
社外取締役	1,200	1,200	—	—	—	1
社外監査役	1,400	1,400	—	—	—	2

当社は、取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の協議において、各取締役の職務と責任及び実績に応じて、決定するものとしております。

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役の協議において、決定するものとしております。

⑦ 会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査の一環として、当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士は轟芳英氏及び羽津隆弘氏であり、有限責任 あずさ監査法人に所属しております。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士5名、その他3名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑨ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 取締役、監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に發揮できることを目的とするものであります。

⑫ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により、自己株式を取得することのできる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
6,600	3,300	7,000	2,840

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導並びに適時開示体制の構築に関する助言・指導であります。

(最近事業年度)

監査公認会計士等の非監査業務に関しては、財務報告に係る内部統制に関する助言・指導並びに適時開示体制の構築に関する助言・指導であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで、決定する方針としております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第2項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年8月1日から平成26年7月31日まで）及び当事業年度（平成26年8月1日から平成27年7月31日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

- (1) 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。
- (2) 「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入すると同時に、専門的な情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年7月31日)	当事業年度 (平成27年7月31日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	296,002	369,843
売掛金	69,090	96,734
商品	102	247
仕掛品	26,421	※1 40,254
貯蔵品	173	220
前渡金	644	770
前払費用	20,535	25,368
繰延税金資産	622	2,190
その他	646	1,121
貸倒引当金	△10	△14
流动資産合計	414,230	536,734
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	41,806	58,197
減価償却累計額	△20,920	△26,232
建物附属設備（純額）	20,885	31,965
工具、器具及び備品	120,836	136,691
減価償却累計額	△88,201	△102,110
工具、器具及び備品（純額）	32,634	34,581
有形固定資産合計	53,520	66,546
無形固定資産		
商標権	192	512
ソフトウエア	39,323	11,534
無形固定資産合計	39,516	12,047
投資その他の資産		
関係会社株式	11,981	9,960
長期預金	10,000	—
保険積立金	15,774	16,481
敷金及び保証金	33,943	48,184
長期預け金	※2 12,002	※2 13,002
長期前払費用	528	37
繰延税金資産	—	18,385
投資その他の資産合計	84,230	106,050
固定資産合計	177,267	184,644
資産合計	591,497	721,379

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年7月31日)	当事業年度 (平成27年7月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	630	2,455
未払金	18,497	34,809
未払費用	20,805	33,283
未払法人税等	22,907	33,957
未払消費税等	—	21,627
前受金	25,826	32,345
預り金	7,642	10,573
受注損失引当金	—	※1 1,433
資産除去債務	—	1,188
その他	3	—
流動負債合計	96,312	171,674
固定負債		
繰延税金負債	8,618	—
資産除去債務	16,468	22,102
固定負債合計	25,086	22,102
負債合計	121,399	193,777
純資産の部		
株主資本		
資本金	73,000	74,170
資本剰余金		
資本準備金	23,320	24,490
資本剰余金合計	23,320	24,490
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	22,000	22,000
特別償却準備金	※3 10,760	※3 12,933
繰越利益剰余金	459,697	512,688
利益剰余金合計	492,458	547,622
自己株式	△118,680	△118,680
株主資本合計	470,098	527,602
純資産合計	470,098	527,602
負債純資産合計	591,497	721,379

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間
(平成27年10月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	406,106
売掛金	114,168
商品	385
仕掛品	27,709
貯蔵品	169
その他	35,006
貸倒引当金	△78
流動資産合計	583,467

固定資産

有形固定資産	62,373
無形固定資産	16,793
投資その他の資産	106,608
固定資産合計	185,776

資産合計

負債の部

流動負債

買掛金	1,363
未払金	23,089
未払費用	20,253
未払法人税等	36,614
未払消費税等	19,536
前受金	14,820
預り金	13,988
賞与引当金	8,000
受注損失引当金	1,017
その他	233
流動負債合計	138,918

固定負債

資産除去債務	22,703
固定負債合計	22,703
負債合計	161,621

純資産の部

株主資本

資本金	74,170
資本剰余金	24,490
利益剰余金	627,642
自己株式	△118,680
株主資本合計	607,622
純資産合計	607,622
負債純資産合計	769,243

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
売上高	884,062	1,094,577
売上原価	※1 75,606	※1,※2 86,900
売上総利益	808,456	1,007,676
販売費及び一般管理費		
役員報酬	49,923	61,944
給料及び手当	260,403	291,354
賞与	12,413	22,248
法定福利費	41,979	51,544
減価償却費	25,934	25,900
賃借料	38,250	44,353
データセンター利用料	136,965	159,086
その他	※3 140,949	178,377
販売費及び一般管理費合計	706,819	834,809
営業利益	101,636	172,866
営業外収益		
受取利息及び配当金	125	505
為替差益	267	585
助成金収入	500	500
その他	356	257
営業外収益合計	1,249	1,848
営業外費用		
株式公開費用	11,039	9,800
その他	3	—
営業外費用合計	11,043	9,800
経常利益	91,842	164,914
特別利益		
固定資産売却益	※4 12	※4 284
固定資産受贈益	9,088	—
特別利益合計	9,100	284
特別損失		
固定資産売却損	※5 36	—
固定資産除却損	※6 238	※6 1,695
減損損失	—	※7 77,299
解決金	—	6,120
関係会社株式評価損	—	2,021
特別損失合計	275	87,137
税引前当期純利益	100,668	78,062
法人税、住民税及び事業税	37,085	51,468
法人税等調整額	△152	△28,570
法人税等合計	36,932	22,897
当期純利益	63,735	55,164

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)		当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
1 システム開発原価	※				
I 労務費		86,169	83.6	109,614	81.9
II 経費		12,802	12.4	23,290	17.4
III 外注費		4,069	4.0	989	0.7
当期総製造費用		103,041	100.0	133,893	100.0
仕掛品期首たな卸高		25,653		26,421	
合計		128,694		160,314	
仕掛品期末たな卸高		26,421		40,254	
ソフトウェア振替高		37,469		65,737	
当期製造原価		64,803		54,322	
2 ソフトウェア償却費		1,322		15,214	
3 受注損失引当金繰入額		—		1,433	
4 その他原価		9,480		15,929	
売上原価合計		75,606		86,900	

(注) ※主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
賃借料(千円)	6,158	11,639
減価償却費(千円)	4,028	5,851
消耗品費(千円)	614	2,248

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別の個別原価計算によっております。

【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 平成27年8月1日
至 平成27年10月31日)

売上高	415,590
売上原価	40,322
売上総利益	375,268
販売費及び一般管理費	248,341
営業利益	126,926
営業外収益	
受取利息及び配当金	332
その他	98
営業外収益合計	430
営業外費用	
株式公開費用	2,450
為替差損	518
営業外費用合計	2,968
経常利益	124,388
特別利益	
固定資産売却益	46
特別利益合計	46
特別損失	
固定資産除却損	783
特別損失合計	783
税引前四半期純利益	123,650
法人税、住民税及び事業税	47,267
法人税等調整額	△3,636
法人税等合計	43,630
四半期純利益	80,020

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本									純資産合計				
	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計					
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計								
			別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金									
当期首残高	73,000	23,320	23,320	22,000	6,834	399,888	428,723	△118,680	406,363	406,363				
当期変動額														
特別償却準備金の積立					5,696	△5,696		—		—				
特別償却準備金の取崩					△1,770	1,770		—		—				
当期純利益					—	63,735	63,735		63,735	63,735				
当期変動額合計	—	—	—	—	3,926	59,808	63,735	—	63,735	63,735				
当期末残高	73,000	23,320	23,320	22,000	10,760	459,697	492,458	△118,680	470,098	470,098				

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本									純資産合計				
	資本剰余金		利益剰余金					自己株式	株主資本合計					
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計								
			別途積立金	特別償却準備金	繰越利益剰余金									
当期首残高	73,000	23,320	23,320	22,000	10,760	459,697	492,458	△118,680	470,098	470,098				
当期変動額														
新株の発行	1,170	1,170	1,170						2,340	2,340				
特別償却準備金の積立					4,891	△4,891		—		—				
特別償却準備金の取崩					△2,718	2,718		—		—				
当期純利益						55,164	55,164		55,164	55,164				
当期変動額合計	1,170	1,170	1,170	—	2,173	52,991	55,164	—	57,504	57,504				
当期末残高	74,170	24,490	24,490	22,000	12,933	512,688	547,622	△118,680	527,602	527,602				

	前事業年度 (自 至 平成25年 8月 1日 平成26年 7月 31日)	当事業年度 (自 至 平成26年 8月 1日 平成27年 7月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	100,668	78,062
減価償却費	31,327	46,965
減損損失	—	77,299
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△124	4
受注損失引当金の増減額（△は減少）	—	1,433
受取利息及び受取配当金	△125	△505
助成金収入	△500	△500
株式公開費用	11,039	9,800
解決金	—	6,120
関係会社株式評価損	—	2,021
為替差損益（△は益）	△629	△2,793
固定資産受贈益	△9,088	—
固定資産売却損益（△は益）	23	△284
固定資産除却損	238	1,695
売上債権の増減額（△は増加）	△20,055	△27,643
たな卸資産の増減額（△は増加）	△811	△13,978
仕入債務の増減額（△は減少）	410	1,825
未払金の増減額（△は減少）	△3,936	11,272
未払費用の増減額（△は減少）	△23,281	12,477
未払消費税等の増減額（△は減少）	△7,817	22,052
前受金の増減額（△は減少）	△269	6,519
預り金の増減額（△は減少）	△2,918	2,931
その他	4,157	△3,945
小計	78,308	230,830
利息及び配当金の受取額	63	504
助成金の受取額	500	500
法人税等の支払額	△17,618	△40,418
法人税等の還付額	343	—
解決金の支払額	—	△6,120
営業活動によるキャッシュ・フロー	61,596	185,296
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△10,000	—
有形固定資産の取得による支出	△14,270	△30,377
有形固定資産の売却による収入	359	576
無形固定資産の取得による支出	△37,857	△66,100
長期前払費用の取得による支出	△252	△5,941
敷金及び保証金の差入による支出	—	△14,240
保険積立金の積立による支出	△3,106	△706
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,127	△116,790
財務活動によるキャッシュ・フロー		
新株予約権の行使による株式の発行による収入	—	2,340
株式公開費用の支出	△11,039	△9,800
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,039	△7,460
現金及び現金同等物に係る換算差額	629	2,793
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△13,940	63,840
現金及び現金同等物の期首残高	309,943	296,002
現金及び現金同等物の期末残高	※1 296,002	※1 359,843

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期累計期間
(自 平成27年8月1日
至 平成27年10月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前四半期純利益	123,650
減価償却費	9,070
貸倒引当金の増減額（△は減少）	63
賞与引当金の増減額（△は減少）	8,000
受注損失引当金の増減額（△は減少）	△416
受取利息及び受取配当金	△332
株式公開費用	2,450
為替差損益（△は益）	△442
固定資産売却損益（△は益）	△46
固定資産除却損	783
売上債権の増減額（△は増加）	△17,433
たな卸資産の増減額（△は増加）	12,406
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,092
未払金の増減額（△は減少）	△6,449
未払費用の増減額（△は減少）	△13,029
未払消費税等の増減額（△は減少）	△2,049
前受金の増減額（△は減少）	△17,524
預り金の増減額（△は減少）	3,414
その他	△14,077
小計	86,947
利息及び配当金の受取額	332
法人税等の支払額	△33,957
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,322

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△7,561
有形固定資産の売却による収入	50
無形固定資産の取得による支出	△5,937
長期前払費用の取得による支出	△159
敷金及び保証金の差入による支出	△3,138
敷金及び保証金の回収による収入	3,023
資産除去債務の履行による支出	△621
保険積立金の積立による支出	△706
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,051

財務活動によるキャッシュ・フロー

株式公開費用の支出	△2,450
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,450
現金及び現金同等物に係る換算差額	442
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	36,263
現金及び現金同等物の期首残高	359,843
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 396,106

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品・貯蔵品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 3～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）で償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担するべき額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

システム受託開発に係る売上高及び売上原価の計上基準

システム受託開発契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準を採用（契約進捗率の見積は原価比例法）し、その他の契約については工事完成基準を採用しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許預金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしかし負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期的な投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の発生費用として処理しております。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 仕掛品・貯蔵品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）で償却しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担するべき額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注案件の損失に備えるため、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

システム受託開発に係る売上高及び売上原価の計上基準

システム受託開発契約のうち、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準を採用（契約進捗率の見積は原価比例法）し、その他の契約については工事完成基準を採用しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許預金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしかし負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期的な投資からなっております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の発生費用として処理しております。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、より精緻な新しい情報の入手に伴い、事務所の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。

なお、当該見積りの変更は、当事業年度末において行ったため、損益への影響はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

（貸借対照表関係）

※1 たな卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前事業年度 (平成26年7月31日)	当事業年度 (平成27年7月31日)
仕掛品	一千円	4,281千円

前事業年度（平成26年7月31日）

※2 長期預け金は、資金決済法における自家型発行前払式支払手段の未使用残高に対する法定供託金であります。

当事業年度（平成27年7月31日）

※2 長期預け金は、資金決済法における自家型発行前払式支払手段の未使用残高に対する法定供託金であります。

前事業年度（平成26年7月31日）

※3 特別償却準備金は、租税特別措置法に基づいて計上したものであります。

当事業年度（平成27年7月31日）

※3 特別償却準備金は、租税特別措置法に基づいて計上したものであります。

(損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	10千円	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	1千円
----------------------------------------	------	----------------------------------------	-----

※2 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	一千円	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	1,433千円
----------------------------------------	-----	----------------------------------------	---------

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	4,076千円	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	一千円
----------------------------------------	---------	----------------------------------------	-----

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	12千円	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	284千円
工具、器具及び備品		12	
計			284

※5 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	36千円	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	一千円
工具、器具及び備品		36	
計			—

※6 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	238千円	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)	1,695千円
工具、器具及び備品		238	
計			1,695

※7 減損損失

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	内容	所在地	種類	減損損失
事業用資産	クラウド支援サービス「Mackere1」に係るソフトウェア	本店（港区）	ソフトウェア	77,299千円

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

減損損失を認識した資産は、収益性及び評価額が帳簿価額に比べて著しく低下したことにより、減損の兆候が認められました。使用価値算定を行った結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(3) 減損損失の主な固定資産の種類ごとの金額

ソフトウェア 77,299千円

(4) 資産グルーピングの方法

当社は、原則として、キャッシュ・フローを生成する個別のサービスを一単位として資産のグルーピングを行っております。ただし、遊休資産については、個別にグルーピングをしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は使用価値を用いており、使用価値算定においては将来キャッシュ・フローを5%で割引いて計算しております。将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスのため、回収可能価額はゼロとしております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	24,290	—	—	24,290
合計	24,290	—	—	24,290
自己株式				
普通株式	1,840	—	—	1,840
合計	1,840	—	—	1,840

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	24,290	370	—	24,660
合計	24,290	370	—	24,660
自己株式				
普通株式	1,840	—	—	1,840
合計	1,840	—	—	1,840

(注) 普通株式の株式数の増加370株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
現金及び預金勘定	296,002千円	369,843千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	△10,000
現金及び現金同等物	296,002	359,843

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
重要な資産除去債務の計上額	1,843千円	6,665千円

(金融商品関係)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等で一時的に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行うこともあります。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用はほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また営業債権及び営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約及び通貨スワップ取引を行う方針であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	296,002	296,002	—
(2) 売掛金	69,090	69,090	—
(3) 前渡金	644	644	—
(4) 長期預金	10,000	9,997	△2
(5) 敷金及び保証金	33,943	33,388	△555
資産計	409,682	409,123	△557
(6) 買掛金	630	630	—
(7) 未払金	18,497	18,497	—
(8) 未払費用	20,805	20,805	—
(9) 未払法人税等	22,907	22,907	—
(10) 前受金	25,826	25,826	—
(11) 預り金	7,642	7,642	—
負債計	96,309	96,309	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 前渡金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期預金

時価については、預入期間に基づき、預金金利で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 敷金及び保証金

時価については過去の実績等から返還期間を合理的に見積もり、国債利回りを参考にした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(6) 買掛金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払法人税等、(10) 前受金、(11) 預り金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成26年7月31日)
関係会社株式 非上場株式（※1）	11,981
長期預け金（※2）	12,002

※1 関係会社株式（非上場株式）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

※2 長期預け金は市場価格及び供託期間がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	296,002	—	—	—
売掛金	69,090	—	—	—
長期預金	—	10,000	—	—
合計	365,093	10,000	—	—

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等で一時的に多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行うこともあります。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用はほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また営業債権及び営業債務の一部には、外貨建取引のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、一定額以上の取引に関しては為替予約及び通貨スワップ取引を行う方針であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注）2. 参照）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	369,843	369,843	—
(2) 売掛金	96,734	96,734	—
(3) 前渡金	770	770	—
(4) 敷金及び保証金	48,184	46,472	△1,712
資産計	515,533	513,820	△1,712
(5) 買掛金	2,455	2,455	—
(6) 未払金	34,809	34,809	—
(7) 未払費用	33,283	33,283	—
(8) 未払法人税等	33,957	33,957	—
(9) 未払消費税等	21,627	21,627	—
(10) 前受金	32,345	32,345	—
(11) 預り金	10,573	10,573	—
負債計	169,052	169,052	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 前渡金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 敷金及び保証金

時価については過去の実績等から返還期間を合理的に見積もり、国債利回りを参考にした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(5) 買掛金、(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等、(9) 未払消費税等、(10) 前受金、(11) 預り金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成27年7月31日)
関係会社株式 非上場株式（※1）	9,960
長期預け金（※2）	13,002

※1 関係会社株式（非上場株式）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

※2 長期預け金は市場価格及び供託期間がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	369,843	—	—	—
売掛金	96,734	—	—	—
合計	466,577	—	—	—

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年7月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額11,981千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成27年7月31日）

関係会社株式（貸借対照表計上額9,960千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度において、関係会社株式について2,021千円減損処理を行っております。

(退職給付関係)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度について、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,592千円であります。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金制度について、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社の確定拠出制度への要拠出額は、8,218千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回① ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回② ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回③ ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	従業員5名 外部協力者1名	取締役1名	取締役1名 従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 99,200株	普通株式 24,000株	普通株式 40,000株
付与日	平成17年2月10日	平成17年4月2日	平成18年2月6日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成27年1月31日	自 平成17年2月10日 至 平成27年1月31日	自 平成17年2月10日 至 平成27年1月31日

	平成19年8月6日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション	平成19年8月6日 臨時株主総会 第3回 ストック・オプション	平成19年11月29日 臨時株主総会 第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	取締役1名 従業員9名	取締役2名 外部協力者1名	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 20,800株	普通株式 25,500株	普通株式 7,500株
付与日	平成19年8月10日	平成19年8月10日	平成19年12月1日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年8月11日 至 平成29年8月6日	自 平成19年8月10日 至 平成29年8月9日	自 平成21年12月2日 至 平成29年11月29日

	平成20年5月29日 臨時株主総会 第5回 ストック・オプション	平成21年1月24日 定時株主総会 第6回 ストック・オプション	平成22年1月29日 定時株主総会 第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	従業員4名	従業員3名	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 4,400株	普通株式 4,700株	普通株式 7,000株
付与日	平成20年6月1日	平成21年4月1日	平成22年1月29日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年6月2日 至 平成30年5月29日	自 平成23年4月2日 至 平成31年1月24日	自 平成24年1月30日 至 平成32年1月29日

	平成22年3月5日 臨時株主総会 第8回 ストック・オプション	平成22年9月9日 臨時株主総会 第9回 ストック・オプション	平成23年7月29日 臨時株主総会 第10回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	従業員15名	取締役1名	取締役2名 従業員21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 16,500株	普通株式 7,000株	普通株式 70,200株
付与日	平成22年4月1日	平成22年10月1日	平成23年7月30日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年4月2日 至 平成32年3月5日	自 平成24年10月2日 至 平成32年9月9日	自 平成25年7月31日 至 平成33年7月29日

	平成24年7月30日 臨時株主総会 第11回 ストック・オプション	平成25年7月26日 臨時株主総会 第12回 ストック・オプション	平成26年7月30日 臨時株主総会 第13回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	取締役1名 従業員20名	従業員25名 外部協力者1名	従業員21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 96,300株	普通株式 74,800株	普通株式 16,400株
付与日	平成24年7月31日	平成25年7月26日	平成26年7月30日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成34年7月30日	自 平成25年7月29日 至 平成35年7月28日	自 平成26年7月31日 至 平成36年7月30日

（注）1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。

3. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日を効力発生日として、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回① ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回② ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回③ ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	37,200	20,000	2,600
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	37,200	20,000	2,600
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	平成19年8月6日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション	平成19年8月6日 臨時株主総会 第3回 ストック・オプション	平成19年11月29日 臨時株主総会 第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	4,000	10,500	7,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	4,000	10,500	7,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

		平成20年5月29日 臨時株主総会 第5回 ストック・オプション	平成21年1月24日 定時株主総会 第6回 ストック・オプション	平成22年1月29日 定時株主総会 第7回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		2,300	1,100	7,000
付与		—	—	—
失効		—	—	—
権利確定		—	—	—
未確定残		2,300	1,100	7,000
権利確定後	(株)			
前事業年度末		—	—	—
権利確定		—	—	—
権利行使		—	—	—
失効		—	—	—
未行使残		—	—	—

		平成22年3月5日 臨時株主総会 第8回 ストック・オプション	平成22年9月9日 臨時株主総会 第9回 ストック・オプション	平成23年7月29日 臨時株主総会 第10回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		9,600	7,000	66,400
付与		—	—	—
失効		300	—	—
権利確定		—	—	—
未確定残		9,300	7,000	66,400
権利確定後	(株)			
前事業年度末		—	—	—
権利確定		—	—	—
権利行使		—	—	—
失効		—	—	—
未行使残		—	—	—

		平成24年7月30日 臨時株主総会 第11回 ストック・オプション	平成25年7月26日 臨時株主総会 第12回 ストック・オプション	平成26年7月30日 臨時株主総会 第13回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		92,900	74,800	—
付与		—	—	16,400
失効		—	600	—
権利確定		—	—	—
未確定残		92,900	74,200	16,400
権利確定後	(株)			
前事業年度末		—	—	—
権利確定		—	—	—
権利行使		—	—	—
失効		—	—	—
未行使残		—	—	—

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日を効力発生日として、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

② 単価情報

		平成17年2月10日 定時株主総会 第1回① ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回② ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回③ ストック・オプション
権利行使価格	(円)	20	100	200
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		平成19年8月6日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション	平成19年8月6日 臨時株主総会 第3回 ストック・オプション	平成19年11月29日 臨時株主総会 第4回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	400	400	400
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

		平成20年5月29日 臨時株主総会 第5回 ストック・オプション	平成21年1月24日 定時株主総会 第6回 ストック・オプション	平成22年1月29日 定時株主総会 第7回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	420	430	430
行使時平均株価	(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—	—	—

	平成22年3月5日 臨時株主総会 第8回 ストック・オプション	平成22年9月9日 臨時株主総会 第9回 ストック・オプション	平成23年7月29日 臨時株主総会 第10回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	430	430	430
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成24年7月30日 臨時株主総会 第11回 ストック・オプション	平成25年7月26日 臨時株主総会 第12回 ストック・オプション	平成26年7月30日 臨時株主総会 第13回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	430	430	430
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日を効力発生日として、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社方式（倍率法）により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 23,133千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 一千円 |

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回① ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回② ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回③ ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	従業員5名 外部協力者1名	取締役1名	取締役1名 従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 99,200株	普通株式 24,000株	普通株式 40,000株
付与日	平成17年2月10日	平成17年4月2日	平成18年2月6日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成27年1月31日	自 平成17年2月10日 至 平成27年1月31日	自 平成17年2月10日 至 平成27年1月31日

	平成19年8月6日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション	平成19年8月6日 臨時株主総会 第3回 ストック・オプション	平成19年11月29日 臨時株主総会 第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	取締役1名 従業員9名	取締役2名 外部協力者1名	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 20,800株	普通株式 25,500株	普通株式 7,500株
付与日	平成19年8月10日	平成19年8月10日	平成19年12月1日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成21年8月11日 至 平成29年8月6日	自 平成19年8月10日 至 平成29年8月9日	自 平成21年12月2日 至 平成29年11月29日

	平成20年5月29日 臨時株主総会 第5回 ストック・オプション	平成21年1月24日 定時株主総会 第6回 ストック・オプション	平成22年1月29日 定時株主総会 第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	従業員4名	従業員3名	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 4,400株	普通株式 4,700株	普通株式 7,000株
付与日	平成20年6月1日	平成21年4月1日	平成22年1月29日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成22年6月2日 至 平成30年5月29日	自 平成23年4月2日 至 平成31年1月24日	自 平成24年1月30日 至 平成32年1月29日

	平成22年3月5日 臨時株主総会 第8回 ストック・オプション	平成22年9月9日 臨時株主総会 第9回 ストック・オプション	平成23年7月29日 臨時株主総会 第10回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	従業員15名	取締役1名	取締役2名 従業員21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 16,500株	普通株式 7,000株	普通株式 70,200株
付与日	平成22年4月1日	平成22年10月1日	平成23年7月30日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年4月2日 至 平成32年3月5日	自 平成24年10月2日 至 平成32年9月9日	自 平成25年7月31日 至 平成33年7月29日

	平成24年7月30日 臨時株主総会 第11回 ストック・オプション	平成25年7月26日 臨時株主総会 第12回 ストック・オプション	平成26年7月30日 臨時株主総会 第13回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	取締役1名 従業員20名	従業員25名 外部協力者1名	従業員21名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 96,300株	普通株式 74,800株	普通株式 16,400株
付与日	平成24年7月31日	平成25年7月26日	平成26年7月30日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成26年8月1日 至 平成34年7月30日	自 平成25年7月29日 至 平成35年7月28日	自 平成26年7月31日 至 平成36年7月30日

	平成27年6月26日 臨時株主総会 第14回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数（注）1	従業員67名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）2、3	普通株式 29,600株
付与日	平成27年6月29日
権利確定条件	新株予約権の権利の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成27年6月29日 至 平成37年6月28日

- (注) 1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。
 2. 株式数に換算して記載しております。
 3. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日を効力発生日として、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年7月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回① ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回② ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回③ ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	37,200	20,000	2,600
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	37,200	20,000	2,600
未確定残	—	—	—
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	37,200	20,000	2,600
権利行使	17,000	20,000	—
失効	20,200	—	2,600
未行使残	—	—	—

	平成19年8月6日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション	平成19年8月6日 臨時株主総会 第3回 ストック・オプション	平成19年11月29日 臨時株主総会 第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	4,000	10,500	7,500
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	4,000	10,500	7,500
権利確定後 (株)			
前事業年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

		平成20年5月29日 臨時株主総会 第5回 ストック・オプション	平成21年1月24日 定時株主総会 第6回 ストック・オプション	平成22年1月29日 定時株主総会 第7回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		2,300	1,100	7,000
付与		—	—	—
失効		—	—	—
権利確定		—	—	—
未確定残		2,300	1,100	7,000
権利確定後	(株)			
前事業年度末		—	—	—
権利確定		—	—	—
権利行使		—	—	—
失効		—	—	—
未行使残		—	—	—

		平成22年3月5日 臨時株主総会 第8回 ストック・オプション	平成22年9月9日 臨時株主総会 第9回 ストック・オプション	平成23年7月29日 臨時株主総会 第10回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		9,300	7,000	66,400
付与		—	—	—
失効		—	—	900
権利確定		—	—	—
未確定残		9,300	7,000	65,500
権利確定後	(株)			
前事業年度末		—	—	—
権利確定		—	—	—
権利行使		—	—	—
失効		—	—	—
未行使残		—	—	—

		平成24年 7月30日 臨時株主総会 第11回 ストック・オプション	平成25年 7月26日 臨時株主総会 第12回 ストック・オプション	平成26年 7月30日 臨時株主総会 第13回 ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前事業年度末		92,900	74,200	16,400
付与		—	—	—
失効		—	—	—
権利確定		—	—	—
未確定残		92,900	74,200	16,400
権利確定後	(株)			
前事業年度末		—	—	—
権利確定		—	—	—
権利行使		—	—	—
失効		—	—	—
未行使残		—	—	—

		平成27年 6月26日 臨時株主総会 第14回 ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前事業年度末		—
付与		29,600
失効		—
権利確定		—
未確定残		29,600
権利確定後	(株)	
前事業年度末		—
権利確定		—
権利行使		—
失効		—
未行使残		—

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日を効力発生日として、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

② 単価情報

	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回① ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回② ストック・オプション	平成17年2月10日 定時株主総会 第1回③ ストック・オプション
権利行使価格 (円)	20	100	200
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成19年8月6日 臨時株主総会 第2回 ストック・オプション	平成19年8月6日 臨時株主総会 第3回 ストック・オプション	平成19年11月29日 臨時株主総会 第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	400	400	400
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成20年5月29日 臨時株主総会 第5回 ストック・オプション	平成21年1月24日 定時株主総会 第6回 ストック・オプション	平成22年1月29日 定時株主総会 第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	420	430	430
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成22年3月5日 臨時株主総会 第8回 ストック・オプション	平成22年9月9日 臨時株主総会 第9回 ストック・オプション	平成23年7月29日 臨時株主総会 第10回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	430	430	430
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

	平成24年7月30日 臨時株主総会 第11回 ストック・オプション	平成25年7月26日 臨時株主総会 第12回 ストック・オプション	平成26年7月30日 臨時株主総会 第13回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	430	430	430
行使時平均株価 (円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—	—

		平成27年6月26日 臨時株主総会 第14回 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	430
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日を効力発生日として、普通株式1株につき、100株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の権利行使価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点においては、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、類似会社方式（倍率法）により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|-----------------------------|----------|
| ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 | 683千円 |
| ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 13,570千円 |

(税効果会計関係)

前事業年度（平成26年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成26年7月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	2,116千円
商品評価損	3
減損損失	498
資産除去債務	6,096
減価償却超過額	103
ソフトウエア	1,458
その他	228
繰延税金資産小計	<u>10,506</u>
評価性引当額	<u>△6,096</u>
繰延税金資産合計	<u>4,409</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	6,325
資産除去債務に対応する除去費用	3,118
保険積立金認定損	2,961
繰延税金負債計	<u>12,405</u>
繰延税金負債の純額	<u>7,995</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成26年7月31日)
法定実効税率	39.34%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.26
評価性引当金の増加	0.28
軽減税率の適用による影響	△0.88
住民税均等割	0.38
税率変更による影響	△0.12
法人税額特別控除	△2.04
その他	△0.53
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>36.69</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年8月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.34%から37.02%になります。

この税率変更による損益への影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年7月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		当事業年度 (平成27年7月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,568千円	
商品評価損	4	
減損損失	27,606	
資産除去債務	8,214	
繰延資産減価償却超過額	430	
受注損失引当金	505	
関係会社株式評価損	713	
ソフトウェア	1,793	
その他	289	
繰延税金資産小計	<u>43,125</u>	
評価性引当額	<u>△8,214</u>	
繰延税金資産合計	<u>34,911</u>	
繰延税金負債		
特別償却準備金	7,047	
資産除去債務に対応する除去費用	4,466	
保険積立金認定損	2,821	
繰延税金負債計	<u>14,335</u>	
繰延税金資産の純額	<u>20,575</u>	

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		当事業年度 (平成27年7月31日)
法定実効税率		<u>37.02%</u>
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21	
評価性引当金の増加	1.00	
軽減税率の適用による影響	△1.30	
住民税均等割	0.49	
税率変更による影響	1.31	
法人税額特別控除	△9.40	
その他	△0.01	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>29.33</u>	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の37.02%から平成27年8月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.27%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務費用等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年以内と見積もり、0.67%～0.93%の割引率を使用のうえ、資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度
(自 平成25年8月1日
至 平成26年7月31日)

期首残高	14,501千円
見積の変更による増加額	1,843
時の経過による調整額	123
期末残高	16,468

二 資産除去債務の見積額の変更

不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、より精緻な新しい情報の入手に伴い、事務所の退去時に必要とされる原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。なお、当該見積りの変更は、当事業年度末において行ったため、損益への影響はありません。

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務費用等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を15年以内と見積もり、0.67%～0.93%の割引率を使用のうえ、資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度
(自 平成26年8月1日
至 平成27年7月31日)

期首残高	16,468千円
有形固定資産の取得による増加額	6,665
時の経過による調整額	156
期末残高	23,291

資産除去債務のうち、貸借対照表に計上していないもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

当社は、UGCサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当社は、UGCサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コンテンツマーケティング サービス	コンテンツプラットフォーム サービス	テクノロジーソリューション サービス	合計
外部顧客への売上高	208,344	265,021	410,696	884,062

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するサービス名
任天堂株式会社	399,295	テクノロジーソリューションサービス
グーグル株式会社	184,002	コンテンツプラットフォームサービス

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	コンテンツマーケティング サービス	コンテンツプラットフォーム サービス	テクノロジーソリューション サービス	合計
外部顧客への売上高	363,430	341,689	389,457	1,094,577

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するサービス名
任天堂株式会社	298,552	テクノロジーソリューションサービス
グーグル株式会社	235,510	コンテンツプラットフォームサービス

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

当社は、UGCサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
1 株当たり純資産額	209.40円
1 株当たり当期純利益金額	28.39円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日)
当期純利益金額（千円）	63,735
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	63,735
期中平均株式数（株）	2,245,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類（新株予約権の数3,285個）。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
1 株当たり純資産額	231.20円
1 株当たり当期純利益金額	24.36円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
 2. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式 1 株につき100株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
 3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日)
当期純利益金額（千円）	55,164
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	55,164
期中平均株式数（株）	2,264,900
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権13種類（新株予約権の数3,273個）。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 平成25年8月1日 至 平成26年7月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年8月1日 至 平成27年7月31日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成27年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月11日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成27年12月11日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成27年12月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,660株
今回の分割により増加する株式数	2,441,340株
株式分割後の発行済株式総数	2,466,000株
株式分割後の発行可能株式総数	9,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成27年12月11日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は下記のとおりであります。

当第1四半期累計期間
(自 平成27年8月1日
至 平成27年10月31日)

現金及び預金勘定	406,106千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△10,000
現金及び現金同等物	396,106

(株主資本等関係)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)

当社は、UGCサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 平成27年8月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり四半期純利益金額	35円07銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額 (千円)	80,020
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (千円)	80,020
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,282,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

2. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成27年11月26日開催の取締役会決議に基づき、平成27年12月11日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、平成27年12月11日開催の臨時株主総会決議により、定款の一部を変更し、単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動化の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成27年12月11日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,660株
今回の分割により増加する株式数	2,441,340株
株式分割後の発行済株式総数	2,466,000株
株式分割後の発行可能株式総数	9,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成27年12月11日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	41,806	17,876	1,485	58,197	26,232	5,820	31,965
工具、器具及び備品	120,836	23,977	8,121	136,691	102,110	21,273	34,581
有形固定資産計	162,642	41,854	9,606	194,889	128,343	27,094	66,546
無形固定資産							
商標権	197	363	—	561	48	43	512
ソフトウエア	46,333	66,865	77,299 (77,299)	35,899	24,365	16,226	11,534
無形固定資産計	46,531	67,229	77,299 (77,299)	36,460	24,413	16,269	12,047
長期前払費用	2,793	5,941	—	8,735	4,978	3,602	3,757 (3,719)

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

増加

建物附属設備	オフィスフロア拡張に伴う設備造作等の取得	17,876千円
工具、器具及び備品	サーバー等の取得	23,977千円
ソフトウエア	社内利用目的のシステム新設等	66,865千円

減少

当期減少額の()は内書きで、減損損失の計上額であります。

建物附属設備	オフィスフロア拡張に伴う旧附属設備等の除却	1,485千円
工具、器具及び備品	サーバー、パソコン等の除売却	8,121千円

2. 長期前払費用の当期末残高の欄の()内は、内数で1年内に償却予定の金額であり、貸借対照表では流動資産の「前払費用」に含めて表示しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10	14	—	10	14
受注損失引当金	—	1,433	—	—	1,433

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額によるものであります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	449
預金	
普通預金	332,103
定期預金	37,291
小計	369,394
合計	369,843

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
グーグル株式会社	19,786
任天堂株式会社	12,875
エン・ジャパン株式会社	11,016
楽天株式会社	4,451
株式会社集英社	3,996
その他	44,608
合計	96,734

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
69,090	1,111,328	1,083,684	96,734	91.8	27.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 商品

品目	金額(千円)
はてなTシャツ他	247
合計	247

二. 仕掛品

品目	金額 (千円)
システム受託開発	40,254
合計	40,254

三. 貯蔵品

区分	金額 (千円)
備蓄飲食料他	220
合計	220

② 固定資産

イ. 敷金及び保証金

区分	金額 (千円)
本店事務所	26,387
本社事務所	21,458
倉庫	339
合計	48,184

③ 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社スマートニュース	918
株式会社フリークアウト	732
みつわ印刷株式会社	126
細井彩	68
グーグル株式会社	68
その他	542
合計	2,455

ロ. 未払費用

区分	金額 (千円)
賞与	21,438
社会保険料	9,195
雑給	2,051
その他	597
合計	33,283

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日、毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	<p>取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 —</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>株主名簿管理人 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>取次所 みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所</p> <p>買取手数料 無料（注）2</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL http://www.hatenacorp.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所へ上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社株主はその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成25年12月20日	近藤 令子	京都府京都市中京区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	小林 直樹	東京都調布市	特別利害関係者等（当社の取締役、大株主上位10名）	200	8,600,000 (43,000) (注) 6	経営参画意識の向上のため
平成25年12月20日	近藤 令子	京都府京都市中京区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	田中 慎司	東京都江東区	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社の従業員（執行役員） (注) 4	200	8,600,000 (43,000) (注) 6	経営参画意識の向上のため
平成25年12月20日	近藤 令子	京都府京都市中京区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	田中 慎樹	東京都目黒区	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社の従業員（執行役員） (注) 4	200	8,600,000 (43,000) (注) 6	経営参画意識の向上のため
平成25年12月20日	近藤 令子	京都府京都市中京区	特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）	栗栖 義臣	京都府京都市下京区	当社の従業員 (注) 5	50	2,150,000 (43,000) (注) 6	経営参画意識の向上のため

移動年月日	移動前所有者 の氏名又 は名称	移動前所 有者 の住 所	移動前所有 者 の提出会 社 と の 関 係 等	移動後所有 者 の氏名又 は名称	移動後所 有者 の住 所	移動後 所 有 者 の 提 出 会 社 と の 関 係 等	移動株数 (株)	価格 (単価) (円)	移動理由
平成27年 1月29日	—	—	—	田中 慎司	東京都 江東区	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)、当 社の従業 員(執行 役員)	10	20,000 (2,000) (注) 7	第1回 第A号 新株予 約権の 権利行 使
平成27年 1月30日	—	—	—	田中 慎樹	東京都 目黒区	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)、当 社の従業 員(執行 役員)	80	160,000 (2,000) (注) 7	第1回 第A号 新株予 約権の 権利行 使
平成27年 1月30日	—	—	—	梅田 望夫	東京都 新宿区	特別利害 関係者等 (大株主 上位10 名)	200	2,000,000 (10,000) (注) 7	第1回 第B号 新株予 約権の 権利行 使
平成27年 6月30日	近藤 淳也	京都府 京都市 中京区	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役会 長、大株主上 位10名)	栗栖 義臣	京都府 京都市 下京区	特別利害 関係者等 (当社の 代表取締 役社長、 大株主上 位10名)	600	無償 贈与	経営参 画意識 の向上 のため
平成27年 6月30日	近藤 淳也	京都府 京都市 中京区	特別利害関係 者等(当社の 代表取締役会 長、大株主上 位10名)	嶋田 秀人	京都府 京都市 東山区	—	10	無償 贈与	移動前 所有者 の意向 による 譲渡

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年6月30日	近藤 淳也	京都府京都市中京区	特別利害関係者等（当社の代表取締役会長、大株主上位10名）	近藤 令子	京都府京都市中京区	-	70	無償贈与	移動前所有者の意向による譲渡

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条に基づき、当社の特別利害関係者等（従業員持株会を除く。以下1.において同じ）が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（平成25年8月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株式が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同取引所が定める同施行規則第254条に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者………役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
5. 平成26年8月1日付にて、代表取締役社長に就任しております。
6. 移動価格は、類似会社方式（倍率法）により算定された価格であります。
7. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
8. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っております。上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成26年7月30日	平成27年6月29日
種類	第13回新株予約権 (ストックオプション)	第14回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 164株	普通株式 296株
発行価格	43,000円 (注) 3.	43,000円 (注) 3.
資本組入額	21,500円	21,500円
発行価額の総額	7,052,000円	12,728,000円
資本組入額の総額	3,526,000円	6,364,000円
発行方法	平成26年7月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。	平成27年6月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与（ストックオプション）に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）に定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、平成27年7月31日であります。

2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員等との間で報酬として、割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。

3. 発行価格は類似会社方式（倍率法）により算定された価格であります。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	43,000円	43,000円
行使請求期間	平成26年7月31日から 平成36年7月30日まで	平成27年6月29日から 平成37年6月28日まで
行使の条件及び 譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載のと おりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式 等の状況 (2) 新株予 約権等の状況」に記載のと おりであります。

5. 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額で記載しております。

2 【取得者の概況】

平成26年7月30日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権①の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
松田 光憲	東京都中央区	会社員	18	774,000 (43,000)	当社の従業員
石田 樹生	京都府京都市右京区	会社員	18	774,000 (43,000)	当社の従業員
中川 里子	京都府京都市中京区	会社員	12	516,000 (43,000)	当社の従業員
高野 政法	神奈川県川崎市高津区	会社員	12	516,000 (43,000)	当社の従業員
渡辺 起	京都府京都市中京区	会社員	12	516,000 (43,000)	当社の従業員
堀内 潤一	東京都板橋区	会社員	8	344,000 (43,000)	当社の従業員
大坪 弘尚	奈良県生駒郡平群町	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
二宮 みさき	京都府京都市上京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
山家 雄介	宮城県仙台市太白区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
伊藤 博典	千葉県市川市	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
萩原 悠介	京都府京都市北区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
中澤 亮太	京都府京都市中京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
下林 明正	京都府京都市右京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
加藤 尋樹	京都府京都市中京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
松本 尚哉	東京都世田谷区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
伊奈 林太郎	京都府京都市中京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
徳綱 亮輔	京都府京都市上京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
北村 涼	京都府京田辺市	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
村田 智	京都府京都市左京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
大久保 亮太	埼玉県草加市	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
種村 司	神奈川県川崎市宮前区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

平成27年6月26日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権②の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
石田 樹生	京都府京都市右京区	会社員	18	774,000 (43,000)	当社の従業員
松木 雅幸	神奈川県川崎市高津区	会社員	18	774,000 (43,000)	当社の従業員
松本 尚哉	東京都世田谷区	会社員	14	602,000 (43,000)	当社の従業員
渡辺 起	京都府京都市中京区	会社員	14	602,000 (43,000)	当社の従業員
岑 康貴	東京都杉並区	会社員	10	430,000 (43,000)	当社の従業員
大久保 亮太	埼玉県草加市	会社員	10	430,000 (43,000)	当社の従業員
二宮 鉄平	京都府京都市上京区	会社員	10	430,000 (43,000)	当社の従業員
松田 光憲	東京都中央区	会社員	10	430,000 (43,000)	当社の従業員
種村 司	神奈川県川崎市宮前区	会社員	10	430,000 (43,000)	当社の従業員
坪内 佑樹	京都府京都市中京区	会社員	8	344,000 (43,000)	当社の従業員
矢花 功二	大阪府大阪市中央区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
高野 政法	神奈川県川崎市高津区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
外山 真	京都府京都市上京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
川上 淳	東京都目黒区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
平村 友美	滋賀県草津市	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
伏井 洋平	京都府京都市中京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
加藤 有理	東京都世田谷区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
下林 明正	京都府京都市右京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
高梨 尚	神奈川県横浜市青葉区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
百合 佐織	京都府京都市中京区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
脇坂 朝人	京都府京都市東山区	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
福井 大樹	滋賀県栗東市	会社員	6	258,000 (43,000)	当社の従業員
堀内 潤一	東京都板橋区	会社員	5	215,000 (43,000)	当社の従業員
中川 里子	京都府京都市中京区	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
柏谷 大輔	大阪府大阪市東淀川区	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
大坪 弘尚	奈良県生駒郡平群町	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
小澤 俊介	京都府京都市中京区	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
森口 貴之	京都府京都市左京区	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
山家 雄介	宮城県仙台市太白区	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
毛利 勝久	東京都大田区	会社員	4	172,000 (43,000)	当社の従業員
伊藤 博典	千葉県市川市	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
万井 綾子	東京都目黒区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
井上 優子	東京都品川区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
久次 寛明	京都府京都市上京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
辻川 貴哉	愛知県刈谷市	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
諏訪 友彦	東京都新宿区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
上田 雄太	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
久次 真穂	京都府京都市上京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
伏井 朋子	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
北川 和美	神奈川県横浜市神奈川区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
芝端 紹公	京都府京都市上京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
深田 聰史	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
柴崎 優季	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
信岡 裕也	京都府京都市南区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
村上 翔太	東京都目黒区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
萩原 悠介	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
中澤 亮太	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
加藤 尋樹	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
伊奈 林太郎	京都府京都市中京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
徳網 亮輔	京都府京都市上京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
村田 智	京都府京都市左京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
碇 まどか	東京都渋谷区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
岐部 義晃	東京都港区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
嶋野 望美	東京都目黒区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
安間 貴樹	東京都渋谷区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
犬塚 佳恵	東京都品川区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
浅野 卓也	京都府京都市右京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
西村 友裕	京都府京都市左京区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
野津 学	大阪府豊中市	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
佐久間 恵子	東京都日野市	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
野瀬 紗也佳	東京都目黒区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
戸谷 渉	東京都豊島区	会社員	2	86,000 (43,000)	当社の従業員
黄 峻	京都府京都市下京区	会社員	1	43,000 (43,000)	当社の従業員
濱田 健	京都府京都市西京区	会社員	1	43,000 (43,000)	当社の従業員
対馬 護人	京都府京都市中京区	会社員	1	43,000 (43,000)	当社の従業員
青木 恵	京都府京都市山科区	会社員	1	43,000 (43,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
富塚 みゆき	東京都品川区	会社員	1	43,000 (43,000)	当社の従業員

(注) 平成27年11月26日開催の取締役会決議により、平成27年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記割当株数及び単価は株式分割前の割当株数及び単価で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
近藤 淳也 (注) 1. 2.	京都府京都市中京区	1,852,800	66.33
株式会社はてな (注) 8.	東京都港区南青山六丁目5番55号	184,000	6.59
毛利 裕二 (注) 1. 4.	東京都品川区	167,000 (117,000)	5.98 (4.19)
梅田 望夫 (注) 1.	New York, NY, USA	120,000	4.30
栗栖 義臣 (注) 1. 3.	京都府京都市下京区	73,000 (8,000)	2.61 (0.29)
大西 康裕 (注) 1. 5.	京都府京都市北区	55,100 (43,900)	1.97 (1.57)
伊藤 直也 (注) 1.	東京都港区	50,000	1.79
田中 慎樹 (注) 1. 5.	東京都目黒区	39,500 (11,500)	1.41 (0.41)
田中 慎司 (注) 1. 5.	東京都江東区	36,400 (15,400)	1.30 (0.55)
小林 直樹 (注) 1. 4.	東京都調布市	32,000 (12,000)	1.15 (0.43)
川田 尚吾 (注) 1.	東京都世田谷区	24,000	0.86
川崎 裕一	東京都目黒区	20,000	0.72
リチャード・チェン (注) 4.	Oakland, CA, USA	12,000 (12,000)	0.43 (0.43)
近藤 令子	京都府京都市中京区	10,000	0.36
株式会社ラルク	東京都中央区日本橋兜町1番10号	10,000 (10,000)	0.36 (0.36)
檀上 伸郎	東京都目黒区	8,000	0.29
高野 政法 (注) 5.	神奈川県川崎市高津区	4,000 (4,000)	0.14 (0.14)
石田 樹生 (注) 5.	京都府京都市右京区	3,600 (3,600)	0.13 (0.13)
松田 光憲 (注) 5.	東京都中央区	3,400 (3,400)	0.12 (0.12)
渡辺 起 (注) 5.	京都府京都市中京区	3,200 (3,200)	0.11 (0.11)
中川 里子 (注) 5.	京都府京都市中京区	3,200 (3,200)	0.11 (0.11)
二宮 鉄平 (注) 5.	京都府京都市上京区	3,200 (3,200)	0.11 (0.11)
大坪 弘尚 (注) 5.	奈良県生駒郡平群町	3,200 (3,200)	0.11 (0.11)
ナツコ・ナンシー・ヤマグチ・シャノン	San Francisco, CA, USA	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
大久保 亮太 (注) 5.	埼玉県草加市	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
岑 康貴 (注) 5.	東京都杉並区	2,500 (2,500)	0.09 (0.09)
松本 尚哉 (注) 5.	東京都世田谷区	2,400 (2,400)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
種村 司 (注) 5.	神奈川県川崎市宮前区	2,200 (2,200)	0.08 (0.08)
矢花 功二 (注) 5.	大阪府大阪市中央区	2,100 (2,100)	0.08 (0.08)
山家 雄介 (注) 5.	宮城県仙台市太白区	2,100 (2,100)	0.08 (0.08)
松木 雅幸 (注) 5.	神奈川県川崎市高津区	1,800 (1,800)	0.06 (0.06)
堀内 潤一 (注) 5.	東京都板橋区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
万井 綾子 (注) 5.	東京都目黒区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
外山 真 (注) 5.	京都府京都市上京区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
二宮 みさき (注) 5.	京都府京都市上京区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
伏井 洋平 (注) 5.	京都府京都市中京区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
平村 友美 (注) 5.	滋賀県草津市	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
加藤 有理 (注) 5.	東京都世田谷区	1,700 (1,700)	0.06 (0.06)
澤田 至弘 (注) 5.	京都府京都市北区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
村松 雄介 (注) 5.	京都府京都市北区	1,500 (1,500)	0.05 (0.05)
伊藤 博典 (注) 5.	千葉県市川市	1,400 (1,400)	0.05 (0.05)
諏訪 友彦 (注) 5.	東京都新宿区	1,300 (1,300)	0.05 (0.05)
井上 優子 (注) 5.	東京都品川区	1,300 (1,300)	0.05 (0.05)
久次 寛明 (注) 5.	京都府京都市上京区	1,300 (1,300)	0.05 (0.05)
辻川 貴哉 (注) 5.	愛知県刈谷市	1,300 (1,300)	0.05 (0.05)
上田 雄太 (注) 5.	京都府京都市中京区	1,300 (1,300)	0.05 (0.05)
山田 聖裕	東京都港区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
下林 明正 (注) 5.	京都府京都市右京区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
川上 淳 (注) 5.	東京都目黒区	1,200 (1,200)	0.04 (0.04)
長山 武史	京都府京都市下京区	1,100 (1,100)	0.04 (0.04)
三浦 玄	東京都江東区	1,100 (1,100)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
若林 未来	京都府京都市上京区	1,100 (1,100)	0.04 (0.04)
その他52名		27,900 (25,900)	1.00 (0.93)
計	—	2,793,300 (327,300)	100.00 (11.72)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位10名)
 2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役会長)
 3. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長)
 4. 特別利害関係者等 (当社の取締役)
 5. 当社の従業員
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 7. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。
 8. 当社の自己株式

独立監査人の監査報告書

平成28年1月21日

株式会社はてな

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 芳英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽津 隆弘
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はてなの平成25年8月1日から平成26年7月31までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はてなの平成26年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月21日

株式会社はてな

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 芳英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽津 隆弘
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はてなの平成26年8月1日から平成27年7月31までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はてなの平成27年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年1月21日

株式会社はてな

取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 藤 芳英
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 羽津 隆弘
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社はてなの平成27年8月1日から平成28年7月31日までの第16期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年8月1日から平成27年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社はてなの平成27年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



Hatena